

第十回国会 法務委員会 會議録 第七号

昭和二十六年三月八日(木曜日)
午前十一時二十九分開議

出席委員

委員長 安部 俊吾君
理事 押谷 富三君 理事 北川 定務君
理事 田嶋 好文君 理事 猪俣 浩三君
鍛冶 良作君 佐瀬 昌三君
古島 義英君 松本 弘君
眞鍋 勝君 山口 好一君
上村 進君 加藤 充君
世耕 弘一君

出席國務大臣

法務總裁 大橋 武夫君
出府政府委員
人事院總裁 淺井 清君
法制意見長官 佐藤 達夫君
檢察(法制)局長(第四局長) 野本 新一君

委員外の出席者

専門員 村 敦三君
専門員 小 貞一君

三月八日
委員梨木作次郎君辭任につき、その補欠として加藤充君が議長の名で委員に選任された。

三月七日

角田町に簡易裁判所設置の請願(安部俊吾君外一名紹介)(第一〇七〇号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

商法の一部を改正する法律施行法案(内閣提出第四二二号)
法務行政に関する件

○安部委員長 これより會議を開きます。

法務行政に関する件を議題といたします。發言の通告がありますから、通告順によつてこれ許をします。鍛冶良作君。

○鍛冶委員 法務總裁にお伺いしたいことは、近ごろ檢察官のことでいろいろ問題になつておるようであり、その中で、問題になつておる点を明確にしてもらいたいと思つて質問するのであります。

そこで第一番にお聞きしたいのは、檢察官の特殊性であります。いわゆる一般公務員と對比いたしましたところ、う性格を持つておるものか、また身分保障はどのようにお考えになつておるかを伺いたい。

○大橋國務大臣 公務員といつたまじの檢察官の性格は、これを裁判官並びに行政官という分類の上から申しますと、行政官であると考えます。しかしながらその事務は、個人の權利義務、しかも身体の自由あるいは名譽といふような、重要な事項に係關した仕事を担当いたすのでございまして、これににつきましては、その職務の厳正公平、正をふんで恐れずといふ心構えをもつてこれを行ふ必要があらうと、活動のできますように、これを保護することがこのために必要であるわけでございます。これがために特に檢察官法におきまして、第二十五條におきましてその地位を保障するといふ規定を設けてあるものと考えておるのでございまして。

○鍛冶委員 第二十五條によつて身分保障を規定せられておりますが、さらに一般公務員としての保護は、この規定によつて保障せられておるものか、それとも公務員は公務員としての身分保障があつて、その上にさらに檢察官の身分保障が加わつておるものか、この点をお伺いしたいと思います。

○大橋國務大臣 檢察官法第二十五條の規定は、公務員としての檢察官に対する保護のほかに、特別の規定として定められてあるものと解釈しております。

○鍛冶委員 さらに重ねてお聞きしたい。それでは、裁判官と檢察官との差異はどの程度のものでありますか。

○大橋國務大臣 旧憲法の時代から、裁判官は職務の独立性といふものがございまして、特に裁判官個人の保護に關しては、完全欠くところのないようにする必要があるという趣旨に基きまして、裁判官に對しましては、免官、転官、転所、職務停止等、身分に關する重要な事項、また報酬の減額といふような事項に對しましては、すべて本人の意思に反してこれを發令することができないように、最も手厚い保護をいたしておつたのでございまして、これに對しまして檢察官につきましても、同じく重要な人権に關する職務でございしますが、しかしながらその職務は、自己の良心に従つて行動するのみならず、これに對しては檢察官の原則によりまして、上司の指揮監督によつて、厳正公平、誤りなきを期するといふ措置を講じてありますので、その身分保障につきましても、裁判官よりは多少手厚さにおいて異なるところがあつたわけではございません。従いまして免官、職務停止、俸給の減額につきましても、檢察官法第二十五條により保障をいたしてあるわけでございます。転官等につきましても何ら規定をしていないわけでありまして、但し、それでは転官については、たゞ保障がないかと申しますと、公務員法によりまして、従来よりも地位の低い官職に転ぜられることに對しては、公務員法による保障によつて、その意思に反してこれを行うことは原則としてさしとめるということに相なつております。

○鍛冶委員 それはその程度にしておきまして、さらにそれでは檢察官に對する任免のいわゆる人事権はだれが持つて、どういふ方法で行使せられることになつておるのでありますか。

○大橋國務大臣 檢察官は一級の檢察官及び二級の檢察官といふことに相なつております。一級の檢察官と申しますものは、檢察總長、次長、檢察官、檢察官、これらに對する任命は、内閣において権限を持つことになつておるのであります。従いまして、法務總裁の提案によりまして閣議決定の上發令をいたします。そしてその發令の方式

といたしましては天皇の詔證を受ける、こゝういふ順序を経るわけでありまして、その他の檢察官はすべて二級であります。一級と訂正をさせていただきます。檢察官は、詔證官たる檢察官を一級、二級の檢察官、こゝういふふうにかれておまして、ただいま一級檢察官として御説明を申し上げましたことは、詔證官たる檢察官の誤りでございまして、この点を訂正させていただきます。その他の一級、二級の檢察官につきましても、詔證式を行わずして任命をいたしましたものでございしますが、これは法務總裁において任命するといふことに相なつております。

○鍛冶委員 そこでさらに具体的に伺いたいのは、檢察官法第二十五條に「その意思に反して、その官を失ひ」と書いてありますが、「その官を失ひ」といふ意味は、具体的にどういふ内容を持つておるものか、伺いたいと思ひます。

○大橋國務大臣 「官を失ひ」といふのは、免官といふ意味を持つものといふことに解釈いたします。なおその詳細の理由についてお尋ねがございしますれば、法制意見長官からお答えいたします。

○鍛冶委員 それは具体的に伺いたいのです。まず官あるいは檢察官としての任免であらうと思ふのでありますが、同法第三條との關係においてこれを明白にしておいていただきたいと思ひます。長官からでよろしいと思ひます。

○佐藤(遠)政府委員 御指摘の、第二

第一類第四号 法務委員会會議録第七号 昭和二十六年三月八日

十五條にあります「その官」と申しますのは、この文字に現れておりますごとく、檢察官は「その官を失ひ」とございますから、この場合の「官」は檢察官というものを受けたものと考えております。ただこの第二十五條の條文を離れて、平たく第三條等と対照しつつ、官とは何ぞやということを検討いたしますならば、これは広い意味の官と狭い意味の官と二通りあると申し上げべきであらうと思ひます。従いまして、この第三條についておりますように「檢察官は、検事総長、次長、検事」と云々とすると、ここに列挙されておりますものは、狭い意味においての官であると解釈して妨げないと思ひます。但し先ほど申し上げましたように、第二十五條についております「その官」と申しますのは、この文字からも明らかでございまして、広い意味の官を押えたというふうに考えております。

○鐵冶委員 重ねて伺いますが、それは第三條に「檢察官は、検事総長、次長、検事、検事長、検事及び副検事とする。」とありますのは、檢察官たる官の中にこういうものが入つておる、この明記したものと心得ていいのでしょうか、それともこれらのものは独立の官と解釈すべきものか、これをもう一べん明確に伺ひたい。

○佐藤(達)政府委員 たとえて申し上げますれば、檢察法にいうこの檢察官というのは、一つの庁であることは当然でございまして、さらに第一條に明らかでありますように「檢察官は、最高檢察庁、高等檢察庁」云々とするとありますので、そのいずれが庁であるかといひますれば、片一方は広い意味の

庁であり、片一方は狭い意味の庁であるというのと同様に、ただいまの御質問につきまして、この検事総長、次長、検事が官ではないかと言われれば、これも官であると申し上げざるを得ないのであります。

○鐵冶委員 もつと具体的に聞きたいのですが、検事長なり次長検事が職を転じて行き、そしてさらにほかの検事長に行きますとすれば、一旦官を失つて、また新たに官を得るものなのか、それとも官は失わないのだ、ただ職が違つて来たのだ、この解釈すべきか、その点を伺ひたい。

○佐藤(達)政府委員 次長検事が検事長にかわるのには、次長検事が一べんその地位を失つて、しかる後に検事長という官職につくという觀念になるかどうかといふことがお尋ねの要点だらうと思ひますが、この点はきわめてはつきりしております。われわれの多年の人事の扱い方、その形式から申しましても、ただいまの例にありますが、はな普通通の転任の場合におきましては、あくまでも今までの官名がそのままつくつておつて、そうしてその人に次の新しい任官がなされて、新しい任官がなされます以上、兼任でない以上は、前の官職は事実上消えるという考え方になつております。実際の例で申し上げますと、きわめてはつきりいたしますが、一べん免官して、そうして新たに任官するといふことは、もちろん不可能なことではございません。その場合、法務事務官何のたれがしを罷免して、新たに今度は法制意見長官に任ぜるといふ場合の辭令を考へますと、一べん法務事務官を罷免された人を、今度法制意見長官に任ぜられます場合

には、ただ裸の肩書のない佐藤達夫という、普通の一般民間人を任命するのと同じ形の辭令になります。ただ裸の佐藤達夫に対して法制意見長官に任ぜるといふ辭令になります。それから法務事務官である者を転任の形で法制意見長官にいたします場合の辭令を申し上げますと、法務事務官佐藤達夫を法制意見長官に任ずるといふて、あくまでも前の肩書がそのままついております。そうして新しい官を取得しますと、兼任といふことが認められない以上は、前の官は当然消滅するといふことでありまして、辭令の形式から申しますと、その点はきわめて明確であると思ひます。

○鐵冶委員 そうすると、かりに札幌の検事長が仙台の検事長にかつて来たときには、一旦札幌検事長たる——札幌でなくともいいですが、検事長たる資格は失つて、そうして新たにまた仙台なら仙台の検事長たる資格を得るのか、検事資格はなくなるのか、検事長たる資格だけがかつて来て、前のはなくともいいか、それをきつておいてもらいたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 先ほど職という言葉がございしましたが、ただいまの事例は、職と言ひますか、むしろその配置の問題になりまして、検事長の勤務先といふものは、官名と申しますか、検事長といふ名前にかかわらず、勤務先がおの／＼指定されるという形でございまして、ただいま申しましたような、たとえば任官の形式とか転任の形式とかいふものなしに、簡易な配置の問題として手續が行われる、ちやうどある所の検事正を他の検事正に移すと

いう場合と同じに考へております。

○鐵冶委員 私の聞かんとするのは、それでは検事長は検事長でいいとし、次長検事が検事長になる場合、また検事正が検事長になる場合、もちろん検事正たる職はなくなりませんが、検事たる職も失われるのか、もつと具体的にいへば第二十五條でいう、免官といふことにはまるのか、免官でないのか、こういうことになるのです。

○佐藤(達)政府委員 これも明らかでございまして、次長検事が検事長に転ぜられますれば、次長検事でございまして、検事長になることは明瞭でございまして、檢察官たる点においては少しもかわりはないといふことになり

ます。

○鐵冶委員 それから今ちやつとおつしやいまして、檢察官に公務員法の適用があるといひますと、官と職——公務員法に出ておりますこの点の區別がはつきりしないのであります。が、どう區別したらいいかを伺ひたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 一応私からお答えいたします。あと淺井總裁から……私の承知しております限りにおきましては、公務員法は御承知の通りに、職階法もありまして、要するに新しい職階制度におきましては、今までわれわれの頭にありましたような官とか職とかいふ區別はもうなくなつておる。新しい公務員法の制度のもとにおいてはなくなつておるというふうに考へております。

○淺井政府委員 私から補足させていだきたいと思ひますが、ただいま佐藤長官から申し述べましたように、公務員法の建前といたしましては、官と

職との區別はないといふことに一応相なつております。つまり任官と補職といふものの區別はないのが、新しい公務員制度の一つの性格でございまして、ところが現在におきましては、二つの意味におきまして任官と補職というものが區別されておると思ひます。第一は、一般の行政官吏におきましては、まだ過渡期にございするため、つまり職階制の完成に向ひつつある過渡期にございするため、事務官、技官、教官といふ官が、職と別にあるわけにございまして、でございましてから教官に任命せられ、何々大学教授に補すといふような形が残つておるよう

に考へております。それからもう一つは、憲法その他の建前上、どうしても任官と補職とが別々にならなければならぬものが存在しておるよう

に思ひます。これは下級裁判所の裁判官の場合、いわゆる高等裁判所以下の場合でございまして、この場合は任命権は内閣にございしますが、補職で内閣で取扱ひますことは、これは司法権の獨立の建前からいけな

いというところもございしやうか、御承知のように裁判所法では下級裁判所の補職は最高裁判所で行う、さうして相なつております。そうすると任命と補職といふことがわかれて来るようになつております。そこで具体的に申し上げますれば、檢察官の場合でござい

ます。檢察法第三條にいうこの検事総長以下の者は、官である人事院といひましたは考へております。すなわち検事総長も官でございまして、次長検事、検事、副検事も官であると考へておりますが、同時に検事総長と次長検事は職であらうと思つておりま

す。でございますから、検事総長に任命すると命令がございしますれば、これは任官と補職を両方に兼ねたものであらうと思つております。ただ検事長の場合に相なりまると、検事長に任命するとありまして、次にどこその検察庁の検事長に任命するということがなりまれば、補職がわかれて来ることに相つておりますが、ただいま申し上げました理由で、公務員法の建前といたしましては、これはなくなるのでございしますが、今申しましたような過渡期にある場合と、それから裁判官、検察官のような特殊性のある官吏に對しましては、任官と補職とが違つておる、かように相なつております。

○鐵治委員 大分明確になりました。進んで檢察官に對する身分保障の趣旨は、先ほど裁判官のもので大体わかりましたが、もう一ぺん承りたいのは、第二十五條によつて保障されておることは、どこまでも不利益になる場合だけに保障されるものか、それとも不利益にならぬでも、身分のかわる場合に、今の言葉でいうと、職及び官がかわる場合に保障されるものか、この点を重ねて伺ひたいと思ひます。

○佐藤(連)政府委員 まああれ／＼自然に読みまして、第二十五條は「その意思に反して」とございしますから、おそらく利益の場合はその意思に反することはないということになるであらうし、要するにその意思に反してという処分を行うことを禁止しておる。簡単に申し上げればそういうふうになります。

○鐵治委員 そうすると官及び職において不利益でないものを、かりにそれ

をその意に反したことをして拒んだとすれば、これは俗にいう一種のだだをこねるものと心得てよろしうございしますか。

○大橋國務大臣 利益不利益をいかに考えますかは、通常の場合におきましては、まず客観的な標準のもとに、ある転任が本人に利益であるか不利益であるかという点をきめると思ふのですが、しかしこの転任を命ぜられま

す本人にとりましては、本人の個人的な事情から、一般には不利益と認められるものが逆にかえつて利益であつたり、またその逆であるというふうな場合もあるかと存じますので、利益不利益という点をきめざるが、利益なか／＼むずかしい。従ひまして、ある転任の交渉に對しまして、これを拒んだからといつて、一概にいふゆるだ

○鐵治委員 大橋閣下、私にそれを聞かんとする本意は、不利益の転任ではないのだ

ではない、この解釈をいたしてあります。しかしながら從來からの司法部内におきまする慣行をいたしまして、裁判官の場合と同様に、檢察官に對して

の意向を確かめて、できるだけ本人の意思を尊重して、その異動を命令するといふような慣行が存在いたしておつたのであります。このことは旧憲法時代におきまして、裁判官は転任に對し

て、私にこの慣行は檢察官の職務の公正といふものを確保いたします上からいつて、きわめて適切な手段であり

○鐵治委員 われ／＼もそうあつては

つておれぬという場合には、これは第二十五條にいう不利益なる転任でない以上は強行できるものであらうと思ひ

○大橋國務大臣 納得できるような合理的な理由が示されずして、転任の交渉が拒まれた場合には、その人事が檢察部内の人

○鐵治委員 具体的に承りたいのです

○大橋國務大臣 法律の形式の上から

利益な地位であるとは考えておらないのであります。ただ具体的の場合にお

○鐵治委員 ここでもつと根本的に承

○佐藤(連)政府委員 先ほど前提とし

三

いまして第七十八條の問題にもならない。さらに先ほど御指摘のありました不利益云々のことがございます。ただいままたお話にありました第八十九條の問題でございますが、職員に意に反する不利益処分に対する審査というものがございまして、この不利益処分と申しますのも、客観的に見て不利益である、だれが見ても不利益と思われ、たとえば階級が下つた、あるいは免職されるとか、あるいは俸給が下げられるという場合についての審査を規定しておるのでございまして、本人個人の特殊の理由によるいわゆる不利益とするものでも、ここで保護しておるかどうかが、私はこの條文からはそこまでの保護は出ておらぬというふうに考えるわけでございます。

○鑑治委員 もつと立ち入つて承りたいのですが、かりに第二十五條によつて不利益にあらずとして転任その他をやつた場合に、本人がこれは不利益だと思つたならば、さらに公務員法の適用があるのだからというので、第八十九條によつても身分保障に関する規定を主張できるかどうか、こういうところまで承りたいと思ひます。

○佐藤(憲)政府委員 法文を見ましても明らかでございますように、本人が不利益なりと認めます以上は、一応人事院に対して申し立てることはもちろん可能でございます。

○鑑治委員 そうすると検察庁法第二十五條ではできないけれども、そういう場合に、これはやつてみなければわかりませんが、公務員法第八十九條の第二項によつてこれは非常に不利益だ、こういうので説明書の交付ですか、そういうことはできるわけですか、

ね、やろうとすれば。

○佐藤(憲)政府委員 たとえば本人が不利益だと思ひ込んでおるにいかかわらず、任命権者の方は不利益と思わずに理由書をつけずにやつてしまつた、そういう場合に本人は不服として人事院に訴えることは可能であらうと思ひます。ただ人事院がそれをお取上げになるかどうかわかりませんが、それはお取上げにならないの多いのではないかと、いろいろに考えます。

○鑑治委員 ほほ明瞭になつて参りましたが、これは法律論を離れて少し政治論になりますが、今問題になります木内次長検事の転任について、世上いろいろ問題がありますので、法務總裁の所見を承つておきたいと思ひます。今日木内次長検事を転官せしめなければならなかつた理由及び経緯等はいかがなものでありましようか。

○大隈國務大臣 このたび検察庁の異動の問題につきまして、世上いろいろと注目的となりまして、またこれに關連いたしまして毎日新聞紙上をお騒がせいたしておるというところは、私といたしましてはまつたく不徳のいたすところと深く反省をいたす次第でございます。ただいまお尋ねをいただきましてので、この機会にこの異動についての私どもの考え方を、経過に従つて申し上げたいと思ひます。

実は昨年の六月に私法務府に入つたのでございまして、七月の十四日に、検事総長が停年で退職をされました。福井検事総長でございます。従いまして後任の検事総長を任命しなければならぬということになつたわけでございます。そこで私はこの後任の検事総長の人選に着手をいたしておつたわけでありまして、そのために各方面の人々にお会いをいたし、また部内の人々にお会いをいたし、また部内について、検察庁の全体の人事というものについて、自分の認識を深めることに努力を続けておつたのであります。この間に、私が感じましたことは、従来検察部内におきまして、いわゆる塩野間、反塩野間なるものが存在をいたし、その間において人事をめぐつて相當の確執がある。これはこの派閥に關係をしておると称せられます各個人については、ほとんどみづから意識しておられないかもしれないが、しかし部内の一般にそういう認識があり、また社会一般におきましても、さうな認識を持つておられるように見受けましたのであります。そして塩野間の代表的な人物と目せられておつたものは岸本広島検事長であります。反塩野間の頭目と考えられておつたものが木内次長検事であつたのでございます。私は従来各官庁におきまして、公務員の間におきまして派閥の存在、しかしてその派閥間の確執というものが、いかにその官庁の能率を阻害いたし、国民の信頼を裏切つたかという事例をあまり見聞いたしておりましたので、国家治安の重大なるこの時期におきまして、眞偽は別といたしまして、さうなる派閥が存在するといふうわさが立つだけでも、これは重大な問題である、こう考えたのであります。従いまして検事総長の人事というものは、検察部内最高の人事でございまして、この人事もまた派閥抗争に全然無關係に遂行することは不可能である。必ずや派閥間の抗争に何らかの影響を及ぼすものであらう、こう考えまして、私はこの検事総

長の任命という機会に、検察部内派閥の掃蕩を企図することが、自分の使命である、こう考えた次第でございまして、私はかような構想のもとに、両者の派閥の間にありまして、比較的穏健なる立場に立つておられたところの佐藤刑政長官を中心とし、この派閥の解消を企図いたしてみたい、こういう構想を抱懐するに至つたのであります。

元來両派閥の代表者と称せられております木内次長検事にいたしましては、岸本広島検事長にいたしましては、このお二方はいずれも司法部内におきましてすぐれた検察官として、多年その手腕をうたれた方々であり、また部内の信望のおもむくところ、おのづから二つの派閥の代表的な人としてうわさを立てられたのであります。私はこの検察界におきまします至宝とも目すべきお二人が、眞に検察のため協力一致をいたすということによつて、初めて検察の全能力を発揮し得るものと、かように確信をいたしたのであります。そこで検事総長を任命いたします場合には、この検事総長の任命ということを契機といたしまして、この派閥関係の根本的な解消ということができるだけ考えてみたい、こう思つたのであります。

そこでもう一つ、私がこの検事総長の人事に關連いたしまして、次長検事も動かしたいということをお考えましたのは、従来私長らく内務省におきまして、内務省におきましては、絶えず中央、地方の職員の入れかえということが言われておつたのでございまして、御承知の通り、旧内務省におきましては、警保局、土木局、地方局、衛生

局、きわめてその職務の範圍が広汎でございます。従いまして、中央の仕事というものは非常に専門化しておりますから、中央、中央、地方の入れかえということが必ずしも能率向上のゆえんでない、こう私は内務省在官中には考えておつたのでございまして、これに反しまして検察庁の事務というものは、まつたく検察一本でございまして、中央においても地方においても、その仕事というものは根本的に一つである。そしてすべての検察官がこの検察事務に習熟いたしますためには、あるときは中央において全般的な企画の仕事に携わり、またあるときは地方の第一線にあつて實務に携わる。この両者の経験を積むということが、眞に検察官の向上のため必要であるばかりではなく、さうにして検察事務の中央、地方の表裏を通曉しました検察官が首脳部に存在するということが、検察の能率發揮のため必要ではないか、こう考えまして、私は特に検察の幹部の人事におきましては、絶えず一定の期間を週期といたしまして、中央、地方の交流ということをやる。地方にいる者はいつも地方の下積みになり、中央の者は絶えず中央の要職にするというふうなことは、かえつて個人の修練の機会を逸するばかりではなく、全体の人のたの気分も沈滞せしめるおそれがある、こう考えまして、中央、地方の入れかえということもこの人事の上において必要である、こう存じたのであります。

もう一つ、この中央、地方入れかえということを進めますと、木内次長検事は終戦後ほとんど東京に在勤しておられます。従いまして私は適當なる機

局、きわめてその職務の範圍が広汎でございます。従いまして、中央の仕事というものは非常に専門化しておりますから、中央、中央、地方の入れかえということが必ずしも能率向上のゆえんでない、こう私は内務省在官中には考えておつたのでございまして、これに反しまして検察庁の事務というものは、まつたく検察一本でございまして、中央においても地方においても、その仕事というものは根本的に一つである。そしてすべての検察官がこの検察事務に習熟いたしますためには、あるときは中央において全般的な企画の仕事に携わり、またあるときは地方の第一線にあつて實務に携わる。この両者の経験を積むということが、眞に検察官の向上のため必要であるばかりではなく、さうにして検察事務の中央、地方の表裏を通曉しました検察官が首脳部に存在するということが、検察の能率發揮のため必要ではないか、こう考えまして、私は特に検察の幹部の人事におきましては、絶えず一定の期間を週期といたしまして、中央、地方の交流ということをやる。地方にいる者はいつも地方の下積みになり、中央の者は絶えず中央の要職にするというふうなことは、かえつて個人の修練の機会を逸するばかりではなく、全体の人のたの気分も沈滞せしめるおそれがある、こう考えまして、中央、地方の入れかえということもこの人事の上において必要である、こう存じたのであります。

局、きわめてその職務の範圍が広汎でございます。従いまして、中央の仕事というものは非常に専門化しておりますから、中央、中央、地方の入れかえということが必ずしも能率向上のゆえんでない、こう私は内務省在官中には考えておつたのでございまして、これに反しまして検察庁の事務というものは、まつたく検察一本でございまして、中央においても地方においても、その仕事というものは根本的に一つである。そしてすべての検察官がこの検察事務に習熟いたしますためには、あるときは中央において全般的な企画の仕事に携わり、またあるときは地方の第一線にあつて實務に携わる。この両者の経験を積むということが、眞に検察官の向上のため必要であるばかりではなく、さうにして検察事務の中央、地方の表裏を通曉しました検察官が首脳部に存在するということが、検察の能率發揮のため必要ではないか、こう考えまして、私は特に検察の幹部の人事におきましては、絶えず一定の期間を週期といたしまして、中央、地方の交流ということをやる。地方にいる者はいつも地方の下積みになり、中央の者は絶えず中央の要職にするというふうなことは、かえつて個人の修練の機会を逸するばかりではなく、全体の人のたの気分も沈滞せしめるおそれがある、こう考えまして、中央、地方の入れかえということもこの人事の上において必要である、こう存じたのであります。

会におきまして、木内次長検事が第一線の検事長として、地方第一線の体験をさらに深くされることが、御本人のために必要であるのみならず、檢察官幹部が中央のみならず、地方の実情からうとくならぬといふことは、檢察界のために一つの不幸である。一面岸本検事長は終戦後ほとんど地方におられま

話の前段にいたすかもしれませんが、もう一つ木内次長検事にこの際転出したのだいた方がよい、こう思いましたのは、これが一つの派閥解消の契機になり得る可能性がある、こう私は確信をいたしました。司法部内におきま

れ、一方において岸本君は、しばらく地方におられたので、私はこの機会に、木内君が大層一番、自分は長く東京におつたから、この際ひとつ地方に出たい、ついでには君が東京へ来ておれ

候補者と考へておりました佐藤刑政長官に對しまして、私の考へを詳細に申し上げましたところ、これに對し

は、ほとんど何人も不可能であると考へておるところの木内君と岸本君の円満なる更迭、直接交代といふことを実現いたしました、この木内君と岸本君の更迭が円満に行われたといふことを

候補者と考へておりました佐藤刑政長官に對しまして、私の考へを詳細に申し上げましたところ、これに對し

は、ほとんど何人も不可能であると考へておるところの木内君と岸本君の円満なる更迭、直接交代といふことを実現いたしました、この木内君と岸本君の更迭が円満に行われたといふことを

候補者と考へておりました佐藤刑政長官に對しまして、私の考へを詳細に申し上げましたところ、これに對し

は、ほとんど何人も不可能であると考へておるところの木内君と岸本君の円満なる更迭、直接交代といふことを実現いたしました、この木内君と岸本君の更迭が円満に行われたといふことを

候補者と考へておりました佐藤刑政長官に對しまして、私の考へを詳細に申し上げましたところ、これに對し

とができなかつたのでございます。その後今年一月に入りまして、佐藤検事総長が三月八日に出発いたしました。アメリカに見学においでになり、約二月半の間東京を去られるということが決定をいたしましたのでございます。従いまして、この重要な人事の問題をそのときまでに事前に解決をいたしたい、こういう点について私は佐藤検事総長と意見が一致をいたしましたので、最後の努力をいたしたい、こういう段階と相なりまして、具体的に大阪の検事長の渡邊君に對しまして、木内君とその地位を交代してほしい、こういう交渉までいたしましたのであります。そして木内君が承知をされませんならば、この人事は実現できるといふ見通しが立ちましたので、私は爾後佐藤検事総長をして、二月末までの間にこの人事について同意を表せられるようあらゆる努力をお願いいたしましたのであります。

しかるに二月の二十七日でありましたか八日でありましたか、要するに二月のほとんど最後の日に相なりまして、佐藤検事総長がお見えになりました、自分としてはあらゆる努力を盡しましたけれども、もはやこの問題については万策盡きたという状態であるということを復命せられました。そこで私といたしましては、かねてから檢察庁法第二十五條というものの解釈につきまして、一時世上に檢察庁側の解釈として伝えられたような、さような解釈があるということも聞いておりましたので、いやしくも法律をつかさどりまする法務府の人事におきまして、法規に違反したところの処分が行われるということがごときことは、これはとうて

い許すべきことでございせんから、この点につきましては佐藤法制意見見長官を初め、法務府の諸君に對しまして十分慎重に研究をいたすように命じてあつたのでございます。この研究の結果が二月の末に完了をいたしまして、その結果といたしまして先ほど來私の述べましたような解釈が法務府の解釈として確定をいたすに至りました。そこで私といたしましては、この人事というものは私の就任においての一つの使命であり、個々の人の動きがどうとういうことではございせんが、この人事によつて真に重大なる治安を担当します檢察の能率の運営が可能になる、こう考えましたから、これはあくまでも私の使命として遂行をする必要がある、こう考えまして、すでに佐藤檢察總長がこの問題についてあらゆる努力をいたしたけれども、ここに万策が盡きたと言つて來られましたので、この上は私みずからの責任におきまして、私に与えられた権限に基いてこれを解決いたしたい、こう考えたのでございませう。

そこで私といたしましては、ただいまも申し上げました通り、法務府の法律上の解釈というものについては、私どもは一つの意見を持つておりますが、これが木内君の意思に反して強行されまゐる場合においては、必ずこの法律の解釈ということが問題になる。またこの法律解釈が問題になるばかりでなく、この人事の内容というものについても、必ずや世上の批判的となる、こう考えまして、そうしておそらくこの人事を強行するということになりまゐるならば、各方面からこれを阻止しようという力も必ず現われて

来る。こう予想をいたしたのであります。そこでかようなろ／＼な障害が起るということを私自身が覺悟をいたします。以上は、私が自己の責任において断行しなければならぬという計画は、当然その主役を演じなければならぬところの私自身が、ほんとうに信念をもつて最善なりと信ずる計画でなければならぬ。他人の意見に引きずられたり、あるいは第三者の指示によつたり、あるいはまた自己の都合、自己の利益がいささかでも入つておりました場合においては、あらゆる障害の前にこれを断行するという決意は必ず鈍るものであります。そこで私は熱慮の末、自己の良心に考えまして、国家の現状から見、また檢察の現状から見、この人事は國民のために絶対に必要であるところの最善の案である、信念に誓つて最善の案であるという強い確信の持てる案でなければいけなと、こう考えまして、後に伝えられましたような人事異動計画をとりきめたわけなのでございます。私はこの計画につきましては、一時世上におきまして、これは党のさしがねによるのではないか、あるいはまたかえつて、木内をおつぱらつてそこに新しい閥をつくらうとする私の下心があるのではないかと、いうようなうわさも流れたことを知つております。私はこの計画をつくつた際におきまして、必ずさような声がかかるであらうということも予想しておりました。そして私はいろ／＼な非難を受け、いろ／＼な障害を乗り切つてこれを断行いたしますためには、あらゆる角度から見て、世論の批判に耐えるだけの十分な案でなければならぬという確信のもとに、この案を内定いた

したのであります。そうしてこれは木内君が従来態度を変更されない以上は、必ず私としては強行いたすという決意をいたしまして、そうして先週の金曜日にこの案を佐藤検事総長に内示をいたして、その意見を求めたのであります。佐藤検事総長はこれに対しては全面的に反対であるという旨を申し出られたのであります。しかしながら私といたしましては、すでに第一次的の責任者でありますところの佐藤検事総長は、佐藤君みずからの構想に従つて私の了解を得て全力を盡されましたけれども、万策盡きたと言つておられて、バトンを私に渡されたのであります。従ひましてバトンを握つた私がこの苦難の道を切り抜けまするには、私みずからの信念に誓つて最善なりと確信する案でなければ、私としては確信を持つてこれを強行することができないのでございますから、もはや万策盡きたと言つて私にバトンを渡されました佐藤検事総長のこの際におきまする賛成反対の意見は、私としては考慮する必要はない、こう考えまして、自己の判断に従ひまして、これを強行いたそうという意思を重ねて強く表明いたしましたのであります。

そこでこの案は、次長検事にただちに岸本君を持つて来る。そして木内君の任地は大阪にあらずして札幌である。これが当時の案であります。この点につきましては二つの疑問が持たれると思います。それは十日前までは大阪の渡邊検事長と木内次長検事と交代しよう、こういう法務府側の案であつたのに、この際において何ゆえに岸本一君を持つて来たか。その事情はただいま申し上げましたごとく、第一次的

の責任者でありますところの佐藤検事の責任において、またその努力においてこの人事を推進するということを考えます以上は、佐藤君がみずから最善なりと考えられる案にして、しかも最後のには私と同一の目的に達し得るのでありますから、手段方法は佐藤君の判断に従つてこれを許すのが私の立場として当然である。しかしいまや佐藤君が万策盡きて私にバトンを渡されました以上は、このたびの責任者たる私みずからの努力によつてこれを解決する以上は、私みずからがいかなる困難の場合においても、確信を持つてこれが最善なりということを主張できるところの私自身の構想がなければならぬ、こう思いましたので、十日前には渡邊大長検事の構想でありましたものが、ここに岸本大長検事という線になつたわけでございまして、事情はそういうふうな趣旨であつたということを申し上げる次第であります。

なほまたもう一つの点は、さきには木内次長検事に対して大阪転出を懇願しながら、最後の段階に至つて札幌を究めた。このことについて御疑念の向きがあると存するのであります。この御疑念は私まことにごもつともなことを思うのでございますが、実は私といたしましては、この案は、先ほどから申し上げましたような経過から見まして、最後の段階に至りますまで木内君の同意は得られないということを前提としたし、その場合において、これは私の責任において強行するということを前提としたした内容なのであります。木内君が最後まで地方転出に同意せられない、そうなりますと、大阪についてすら同意せられない木内君が、

札幌への転出に同意せられることはとうてい考え得られせん。これは名古屋にしようが、広島にしようが、どこにしようが、最後まで同意をせられなかつたのでありますから、発令後におきまして、必ず木内君に閣下いたしました、いろいろの支障を生じて来るものと思つたのであります。あるいは赴任を拒絶せられるあるいはこの発令は無効であるという御主張があるのではないか。これは別に木内君がさうなことを考へておられたであらうということを私も想像をいたして、さう考へたのではなく、私といたしましてはあらゆる事態を想像いたしました上での案をきめなければならぬ。強行発令をいたしました場合に木内君が赴任せられぬ、あるいは辞表を提出せられるというのを十分に考へ、それに対する対策をもこの案の中に含めておかなければならぬ。あるいは大阪、名古屋に強行するという事になりまして、辞表を提出せられずと、大阪、名古屋の検事長の補充をいたしますには、その後におきまして少くとも重ねて二、三の検事長級の異動を行わなくてはならぬなりす。すなわち一週間あるいは二週間の短期間にさうな大規模な検察官部部の人事異動をやる、またやらなければならぬという状態に押し詰められるという事は、私といたしましては今日治安の責任者として耐えることができないのであります。そこでどうしても木内君が地方転出をえんじないといふことを前提といたします限り、あとの手直しの人事ができるだけ手輕に参るということに準備いたさなければならぬ。それがためには同意

せざる以上は、木内君の任地は跡始末の簡単な札幌もしくは高松のいずれかになければならぬ、こう考えまして、この二つのうちで便宜札幌としたわけでありまして。このことは決して私は木内君が大阪を飛ばしたから、その腹いせに札幌に飛ばしたかのような見方は毛頭持つたわけではございません。さうな自分の感情あるいは自分の一方的な考え方、さういふものがこの案の中にいささかでもありまして、この案を最後まで固執するだけの勇氣を失うであらうという事を想像いたしましたのであります。私みずから、これは個人的なものでございまして、一般からはどういふ批評があるかは別といたしまして、少くとも私自身において何ら自分の利害あるいは第三者の勢力あるいは自分の感情というものは、私としては最後までこれを強行する勇氣がくじける。これは少くともたのみに出しても、私としては信念を持つて良心に響いてそれが最善の人事である、こう確信をいたす案であつたのでございまして、何らさうな腹いせの意味はなかつた、まつたく最悪の段階を予想いたしました人事の技術的の必要から、木内君の任地を札幌といたしてあつたわけでありまして。これは大阪を承認せざる以上、木内君が札幌におとなしく行かれるというようなことは、とうていあり得ないだらうという可能性が強く考えられたからであります。しかしこの異動案は、あくまでも木内君が最後まで地方転出を同意せられない場合のものでございまして、もし木内君が地方転出に同意

せられるような事態がありますならば、その際におきましては木内君の任地については検事総長に一任をいたしたい、こゝういふ意思を私は土曜日の晩に人を通じて申し入れ、またその後に至りましては検事総長のもとに送りまして、はつきりこのことは申し上げてあつたのであります。佐藤検事総長はそのことを十分木内君にも伝えられ、またそのことを頭に置いて最後まで木内君の説得に努力をせられておつたのであります。従ひまして私といたしましては、できるだけの問題は最後の瞬間に至るまで円満解決に努力すべきものである、さうしてまた円満に妥協をすることが、今後の検察官の身分保障の上からいつても適切である、こう考へまして円満解決に努力をいたしたのであります。しかし最後の段階におきましては強行をせざるやむなしという決意はかたかつたのであります。しかしてもう一つ、この問題がかやうに紛糾いたしますについては、私としては多少みずから求めたというやうな傾きもなかりなかつたのであります。が、この点を釈明いたしたいと思つたのであります。なぜこの問題を急に解決しなければならなかつたかといふと、先にも申し上げましたごとく、三月八日に検事総長の渡米の出発期が定められておりましたので、それに間に合う最終の閣議は三月六日の閣議であつたのであります。私は三月六日の閣議においては最後の解決を得なければならぬ、こう思つておりました。それからばもう一つ、三月六日までこの人事を伏せておくか、あるいは佐藤検事総長に通過をいたすにしまして

も、数日間の余裕を与えるということではなく、どうせやるならばもうと差迫つた時期にやつたらどうだろうかといふことも考へたのでございまして、私は最後まで円満解決を希望いたしておつたのであります。それにはできるだけ時間の余裕を相手方に与えることが適當である、またその間においてこれが新聞紙等に漏れまして——これは私はただちに金曜日に異動案を内定いたしました、佐藤検事総長の意見を徴しました後に、関係の各検事長に對し、これを電報で照会いたしました。この電報照会をいたしますならば、中央で嚴密にしておきまして、地方において漏れて必ず新聞に載るだらう、しかし私みずから漏らすわけには行きませんが、これが新聞に漏れ、さうして一般の人たちがこれに對して批判を行われるといふことは、むしろ私としては望ましいことだつたのであります。この問題に關する限り、私はあらゆる角度から批判をしていただきたい、さうしてそれらの批判に對して、私はすべての点について、私がこれが最善の人事なりと信ずる理由を十分に説明をいたす機会を持ちたい、さうしてそのこと自体が結局事態を円満に収拾する一つの機軸ともなり得るであらう、こゝういふ期待のもとに、ことさら火曜日の閣議に上程するという最終的な期間を示し、さうしてなおこれに對しては、木内君が同意するならば、木内君の任地については一切検事総長の意見におまかせするという妥協の條件まで示してこれを内示いたしたわけでありまして、このことは、私は決して初めから何でも強行しようといふ

いふのでなく、最後的には私はこれにせむともやらなければならぬ人事である、こゝういふ確信はあります、しかし大筋さへ通るならば、検事総長の意見によつて妥協的な線を出すことはやぶさかでない、こゝういふ態度をとつて参つたのであります。最後の結果につきましては、すでに御承知だと存じますから、経過につきまして御報告申し上げます。

○銀治委員 詳細承りましてよく事情はわかりましたが、私一言つけ加えておきたいのは、世上いろいろうわさが出まして、この異動は政治的意味がある。もつと具体的にいふと、新聞では来るべき地方選挙に備へて總裁がやられたなどと言つておられますから、さういふことはないものとは心得ますが、一應真相を承りたい、かやうに考へてやりましたわけで、さういふことではないものと思ひますが重ねて御返答願ひたい。

○大橋國務大臣 この異動をいたします時期が、たま／＼地方選挙直前に相なりまして、一部の新聞におきましては、選挙対策ではないかといふ疑問を持たれておるのであります。が、経過はただいま申し上げましたやうな経過でございまして、実は昨年以來八箇月にわたつて私はできるだけ円満なる解決をはかりたいといふ考へのもとにあらゆる努力をいたして参つたのであります。それがために漸次延期をいたして、偶然にも今日に及んだといふ趣旨のものでございまして。さうしてこれがどうしても三月六日の閣議にかけなければならぬといふことに相なりしましたのも、突然一月にきまりましたところの佐藤検事総長の洋行の出

発時期がたまた三月八日であつたといふ趣旨であります。その時期の点から申しまして選挙直前に行われたのは、これはさうな偶然なことではございまして、この機会をねらつたといふものではございません。なおまた選挙対策といひまして、政党的な今後の檢察の運営を可能ならしめるためにやつたのではないかとお察しもあるかも知れませんが、私は檢察の職務はあくまでも公正でなければならぬ、特に政黨政黨によつてその取扱いを二、三にすると云ふことがございましてはならないものという信念を持つております。そしてこれが決して私の所屬いたします政黨のさしがねであつたり、あるいはそれと氣脈を通じたり、あるいはその影響下に行われたものであるといふことではないといふことをはつきり申上げますと同時に、実は打斷つた話まで申上げますと、二月の末に近いある時期におきまして、この人事がほとんど絶望という状態に相なりました。関係者の一人から、事態がなくなる以上は、他人のあつてを依頼してはどうだろうか。特に木内君説得のために部外の方のあつてを依頼してはどうだろうかといふ提案もあつたのでございます。しかし私といたしましては、この部外の方——これは特に政黨の幹部でございしますが、そういう方にこのあつてを依頼いたし、そのお方のお力によつて局面を開いたしましては、佐藤檢察長は、そのお方のおかけによる非常な窮境を救われたことに相なつてでありまして、私といたしましては、その方に対しては心から恩義を感じなければならぬわけでありま

す。私が恩義を感じたその周旋者が、将来檢察官の人事に對しまして、何か私に依頼されることがあつた場合におきまして、これを拒絶するといふ勇氣はまつたく持ち得ないのであります。従ひまして、私は将来の檢察官の人事にあたりまして、あくまでも自己の良心に基く行動の自由を束縛されたくない、こう考えまして、この窮境を脱するためには、ただ佐藤檢察長、あるいは法務府におきまして官房長、刑政長官その他法務府内関係者だけの協力一致によつてあらゆる努力を盡した。しかし部外の第三者の援助は絶対に仰がずにこの問題を解決いたしたい、こゝいつて、その提案は取上げなかつたのでございます。この一事によりまして、この人事に關連いたしまして、私が檢察人事の公正、独立を守りますためには、部外者の援助すら断つたといふことによりまして、私の心事につきましては御了承願ひたいと存するものであります。

○鐵道委員 事情並びに法律論についてたいへん明瞭になつて、われ／＼満足するところでありまして、今までの御所見からすれば、この問題に對する将来の憂義もなくつたようには考えますけれども、万一この法律の解釈についてこゝういふふうに分争するといふことになれば、はなはだおもしろくないことだと考えますので、今の御解釈ですつと押し通して行かれるか、それとも何らかの將來に對して立法措置でも講じた方がいいとお思ひになつておるか、この点の御信念をあわせて承りたいと思ひます。

○大權國務大臣 ただいままでの事態の経過に徴しましても、また法務府と

いたしましての見解からいたしまして、檢察官法第二十五條に對する政府の解釈といふものはすでに定まつております。従ひまして、これに關連してただちに法律改正の必要ありとは考へておりません。しかしながらこの問題は、檢察官の身分保障という非常に重大な問題に關係いたしますところの重大な事項でございしますから、なお今後におきまして、十分に研究を重ねる上にいたしたいと思ひます。

○鐵道委員 よくわかりました。そこで、い／＼こゝういふことが強行されるということになれば、全檢察官の志氣に影響があるとか、不安を与えるとかいふやうなうわさも出ておりますので、今日の状態からしてさういふ不安はないと御確信があるかどうかを最後に承りたい。

○大權國務大臣 私といたしましては、初めに申し上げましたごとく、第二十五條の解釈問題は別といたしまして、檢察官の人事につきましては、できるだけ裁判官に準じて、事前本人の意思をただし、本人の意向を尊重して、これを発令いたすという從來からの司法部内における慣行は、檢察人事の上においてきわめて適切なことである。そしてこれは私といたしましても極力尊重維持しなければならぬ、かようにかく信じております。そしてこゝの私の考え方から申しますと、このたびの木内人事におきまして一時私が強行しようという決意を固めたのは、これは自分自身の考えといたしましては、やむにやまれぬ非常中の非常な異例な場合でありまして、將來かくのごとき異例なことは断じて再びあるべきものではないと考えておるの

であります。そしてこの後におきましても、從來の人事に關する手厚い慣習といふものは長く続くべきもの、こゝ考へております。この点はこのたびの人事問題に關連いたしまして、最高檢の數氏の檢察官が私のところに来訪いたされた際におきまして、十分私の意のあるところを了解せられたことと確信をいたしております。従ひまして全国の檢察官諸君においても十分にその職に安んじておられるものと存しますが、しかしこのことについては、今後もし多少の不安があるといふやうな事実がありましたならば、これに對しましては、檢察長、檢察正その他の機關を通じて、各檢察官に漏れなくこの趣旨を徹底いたしまして、真にその地位に安んじて職務の厳正公平を守り、國民諸君の信頼に賴り得られるようにいたしたいと考える次第であります。

○安部委員 諸侯三君。

○鐵道委員 大体鐵道君が質問されました明かになりましたので、私は重複しないように簡単に尋ねたいと思います。

佐藤檢察長 佐藤檢察長に對する解釈と、法務府の解釈が違つたかのごとき新聞報道を見たのでありますが、もし違つたとするならば、佐藤檢察長はいかなる解釈を法務府に進言されたのであるか、これをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○大權國務大臣 法律の解釈につきましては、法務府の機構といたしまして、法制意見長官がその責任者と相なつております。従ひまして、檢察長、あるいはその他の檢察官の檢察官といふものは、これは檢察事務の責任

者でありまして、法律解釈につきま責任者ではございませんから私は佐藤檢察長に對する解釈をただしたことはございません。

○鐵道委員 私はさういふ意味でお尋ねしておるのではない。それはあなたから説明されるまでもなくわかつておる。さういふ形式的な意味じゃない。それは佐藤檢察長が檢察の頂点であつて、その佐藤檢察長を頂点とした相當数の檢察官が、法務府の解釋と違つた解釋をもつて臨んだやに新聞に出ている。それだから私は實際をお尋ねしている。なぜならば、巷間伝うところによれば、佐藤檢察長自身が、非常に今考へているといふことが伝わつておる。そこであなたにそれをお尋ねするので。それから佐藤檢察長は、この檢察官法の解釋について、あなたと何らの打合せもなかつたのですか。

○大權國務大臣 重ねてのお尋ねでございますが、佐藤檢察長が、いかなる解釋を下しておられるか私は承知いたしておりません。またその他の檢察官においていかなる解釋を決定せられたか、これも私は全然承知いたしておりません。

○鐵道委員 そうすると佐藤檢察長は、この檢察官法の解釋については、何らの意見を表明したことがないと承つてよろしいのですか。

○大權國務大臣 私といたしましては、佐藤檢察長に對して、解釋について意見を求めたことはございませぬ。また檢察長からの資格において、私が法務府として意見を聞いたことはございません。

○鐵道委員 佐藤檢察長の構想とあ

あなたの構想と違つておるが、最初は佐藤検事総長にまかせておつた。それから、最初の自分の構想で進行する態度をきめたという事情はよくわかりました。そして佐藤検事総長は、この派閥解消のあなたの構想には最終的には同意したが、過程においては、とにかくいゆる塩野派の巨頭たる岸本、それから反塩野派の巨頭たる木内、これをただちに入れかえることをせず、中間的な人物を配置したいという意向があつた。われ／＼常識上判断いたしまするに、派閥を解消せんとして、その一方の派閥の隊長である岸本を、それに正反對の立場に立つて抗争しておつたと伝えられる木内をやめさせることによつて、ただちに補充させる、これが派閥解消の道であるというあなたの説明は、われ／＼どうも不敏にしてはつきりわらぬ。やはり佐藤検事総長が考えたような案がよかつたんじやないかと思ふのでありますけれども、それが実現しなかつたというのであります。しかしながら、どうもあなたが最初に考えられ、最後に強行された考え方というのは、常識上として私は私にはびんと来ない。甲の派閥の隊長をしりぞけ、乙の派閥の隊長をすえ、これが派閥解消になる、いわゆる塩野派と称せられる一党を率いておるところの岸本氏が次長検事として乗り込んで来られて、自分の勢力を強化するということに絶対にないかあなたも考へるか。その岸本氏が乗り込んで来たら、われ／＼はどうも常識上、かえつて派閥が、いわゆる塩野派なるものが、今後大いに勢力を振つて、そういう対立感情が強化されるのではないかと

というふうにお考へるものであります。あなたの見通しはどうでありますか。○大橋國務大臣 最初に申し上げましたこと、この私の考え方というものは、一つの派閥をおつたつて他の派閥を迎え入れるということでは根本的にないのであります。私の考え方、岸本君と木内君と交代するといふ、そういう一つの事柄を契機としたしまして、この双方を十分に和解さうという構想であつたのであります。○薩摩委員 それはそれでよろしい。終りまして。ただどうもあなたの説明を聞いておると、私どもはそういうあなたの構想はちよつと常識はずれとおると思ふ。特別に優秀な頭脳がははさういふふうにお考へられるかもしれない。それはしかしあなたがそういう信念を持つたと言われればこれはしかたがない。ただ佐藤検事総長が、あなたのその構想に対しては、どうも釈然としておらないということが巷間聞えるし、この檢察庁法の解釈についても、法務府の解釈とは違つた解釈を持つておるというふうにも伝えられるのであります。佐藤検事総長は、自分の進退に対して考慮しておるような情勢が

あります。○大橋國務大臣 この問題につきましては、佐藤検事総長は、最初より私の考え方、根本的に同意せられまして、そうして昨今以来今日まで、長期間にわたる私の根本的な構想に心から協力せられまして、あらゆる努力を盡してくだすつたわけでございます。不幸にたしまして、木内君のあつた最後まで拒絶せられたということによりまして、佐藤君としての万策は盡きたという状態に相なつたのでございますが、この上は私がこれをバトンを受けてやります。そうして私がバトンを受けてやります。以上、私の構想に従つてやるということとは、私としてはほかにとる道はないのであります。その場合におきまして、これは結局の目的であるばかりでなく、私の構想というもので、また一つの方法をも含んだものであります。それから、方法に対して佐藤検事総長が、従来からの立場から、一応自分としては賛成することができない、こういう意見を述べられたからといつて、これは当然のことなのであります。決してそのことは佐藤検事総長と法務總裁が対立したということではない。この意見を述べるといふことが佐藤検事総長の職責であります。佐藤検事総長が最初から御自身で考へておられる信念によつて、両者を交代せしむるということが不適当である、こう考へられます以上、同意できないと言われればこれは当然であります。そういう返事をすること自体が職に忠なるゆゑんであります。また事実私と根本的に意見が違つたにもかかわらず、まああなたがやられる以上はしかたがない、こう言われるならともかくとして、それは賛成であるといふようなことを述べられたとしたならば、そのことのみならずかえつて職責を怠るものであらうと思ひます。私が意見を求めましたのは、賛成をして協力してくれろという意味で意見を求めたのではなく、これはこの人事を取扱ひます手続上、法務總裁が常に檢察官の人事については一應檢察総長の意見を聞かなければならない。必ずしもその意見を採用するとか、拘束される

ということはない。手続上として、必ず直接責任者である佐藤検事総長の意見を聞かなければならない、こうなつておる。この意見を問ひ合せるということとは、まったく手続上の必要でありまして、これに對しまして率直に佐藤検事総長が意見を述べられるということ自体が、私に對して協力してくださるゆゑであるわけでありまして、私は佐藤検事総長が、長きにわたつてこの問題に御協力くだすつた態度については、常に感謝の念を持つておるような次第でございます。そうしてまた私みずからこの構想に従つてこれを強行しようとした場合には、木内君に對して佐藤検事総長はあらゆる努力をして木内君を説得し、そうして私の人事を支援なく実現せしむるよう全面的に協力していただいたことは事実であります。この点について、私は非常に大なる感謝を持つておるような次第であります。従ひまして、この問題に關連いたしまして、佐藤検事総長は終始私に對して協力せられておる、こういう次第でございます。さういふので、これに關連いたしまして、佐藤検事総長がその進退を考慮されるというふうなことは、私にはその意味が、全然わかりかねる次第でございます。○薩摩委員 私のお尋ねしたのは、さういふ情勢があるかないかという質問であります。あなたの答弁は、さういふ佐藤氏が自分の進退を考慮しているやうなことはないという御答弁と聞いておきます。

もう一点、さつきも聞いたのです。岸本という相當の豪傑らしいのです。この次長検事が乗り込んで来て、いわゆる塩野派を大いに奮起させるというふうな傾向は、あるという見通しですか。ないという見通しですか。○大橋國務大臣 昨日、上京を命じてありました岸本検事総長が参りました。私はこの問題に關連いたしまして、世上いろいろうわさも立つております。また岸根君が上京いたしました場合には、いろいろ／＼な人が顔を見に行つたり、またその際いろいろな情報を通ずるということもあらうと思ふのであります。これらの情報は、必ずしも正確なものばかりではないと思ひます。またある意圖のもとに出た情報もあり得ることでございます。これら情報に對して、岸本君が不用意にこれを受入れると、將來岸本君が仕事の上においてやりにくい点もありはしないかと存じまして、私は昨日岸本君が東京駅に到着いたしました時刻に、法務府の官吏を出迎えにやりました。どこへも行かずに、だれにも会わずに、ただちに法務府へやつて来い。そうして法務府へ来たならば、官房長の案内によつて、ただちに佐藤検事総長のところへ参れ、そうして佐藤検事総長と帯同して私のところへ来るようにと申しまして、昨日その通りに参りました。そうしてその席上におきまして、私はただいま申し上げましたような私の根本的な構想、それに対しては佐藤検事総長はまったく意見が一致いたしておつた。ただ方法的に多少の違いが――先ほど申し述べましたような経緯を十分に佐藤検事総長及び関係者の立会いの上で赤裸々に申し上げまして、私並びに佐藤検事総長のこの人事に期待した意圖が那邊にあるかといふことをよく了解せしめたわ

けであります。従いまして、今後におきまして御心配のようなことは断じてない、と確信をいたしております。と同時に、また将来につきましても、私並びに佐藤検事総長は十分協力いたしまして、さようなことなからしむるよう努力をいたす決心でございます。

○猪俣委員 非常にかまかいお心づかいで御注意になさっていることは感心いたしました。どうぞその方向で派閥なんかを解消されるように御努力願いたいと思っております。

このあたりは法律問題についてちよつと一、二お尋ねしたいのですが、検察庁法第二十五條には、「官を失ひ」とある。この官というのは検察官のことなんでしょう。大長検事というものは狭い意味の官であるし、第二十五條はこれは広い意味の官である、こういうふうな法務府の御見解であります。その第二十五條の「官」を広い意味の官と解釈し、第三條の「官」は狭い意味の官と解釈する根拠はどこにあるのでしょうか。

○佐藤(達)政府委員 お許しを得まして私からお答え申し上げます。先ほども触れましたところでございますが、多少それに補足いたしまして、われ／＼の見解を申し述べたいと思ひます。

第二十五條についておきます。「その官」は先ほども触れました文意上から申しまして「検察官は、云々とありまして、「その官を失ひ」とありますから、当然「検察官は」というその称呼を引受けた官であるというところは、文意上当然であると思ひます。なおその他第二十五條のみならず、裁判所法との関係、検察庁法中の他の條文との関係等を念のために比較較量いたしまし

ても、その結論には誤りはないということでございます。御承知の通りに、裁判所法におきましては、第四十八條におきまして保障規定を設けておりますが、この場合には「その意思に反して、免官、転官、転所職務の停止又は報酬の減額」というふうには、つづき「免官、転官、転所」とうたつておるものであります。裁判所法と検察庁法とは新憲法に基きまして、同じ会期の当時の帝國議會におきまして成立したものでございまして、かつまた同じ日の官報に相並んで公布され、同日から実施されておる法律でございます。その法律の相互の類似してございする條文を対照いたします場合におきまして、この検察庁法の第二十五條というのは、転所はもちろぬ転官をも保障しているものでないといふことは、その方面から裏づけし得ると存じておるわけでありまして、なおついででございますが、検察庁法の第二十二條から第二十三條、第二十四條という條文がございます。第二十五條におきまして「検察官は、前第三條の場合を除いては」といってございするが、この「前第三條」がちょうど第二十二條から第二十四條までに対応するものでございまして、この場合に対応條文を考えますと、第二十三條といふのがこれに対応する條文であります。ごらんのように第二十三條には、職務上の非能率その他の事由によつて検察官が職務を遂行に不適当なときは、検察官の資格審査会の議決を経てその官を免するといふ道を設けておるのであります。従つてこれに対応してございする第二十五條の「官を失ひ」といふのは、検察官の地位を失はしめる、免する場合をいつてお

るというふうにならざるを得ないと思ひます。万一、第二十五條におきまして、転官の場合をも保障しておるといふことになりまして、ある一定の地位にふさわしくない人を他のその地位に適合した検察官にかへようという場合には、その意思に反してはどうしても免し得ない、第二十三條を牽動して罷免行為をとらなければ、その目的は達し得ないといふ非常に不合理な結果になります。かた／＼第二十五條におきましては、転官の保障はしておらない、ただ先ほど来申し上げました通り、これが降任になります場合におきましては、國家公務員法の保障がございします。また俸給の減額を来すような転任につきましては、はつきりとした意見に反して俸給を減額されることではないといふふうになつておりますので、別途検察庁法の俸給法となつております。検察官の俸給等に関する法律、あの約束を受けるわけでありまして、この範圍において必要な身分保障ができておるといふふうに思ひます。

○猪俣委員 今の説明で大体わかりましたが、そうすると第二十五條は極端に解釈しますと、大長検事を平検事にし、あるいは検事長を検事正にして、第二十五條の違反ではないという結論になるわけですか。

○佐藤(達)政府委員 第二十五條の違反にはなりません。

○猪俣委員 そうすると、これは國家公務員法その他の法律によつて救済を求める道がある、こういうことになるわけですね。

と、結論が出て来ないわけでありまして、現行法制のもとにおきましては、俸給の減額といふことを——たとへば検事総長が検事長になる場合におきましても、検事総長の俸給額というものは、はつきり四万八千円になつております。それから一般の検事長におきましては四万円といふふうには、はつきりわづかづかがしてありますから、現行法制上はそれは不可能でありまして、人事院まで持つて行く問題ではないと思ひます。

○猪俣委員 もう一点それに関連して、人事院總裁にお尋ねいたします。國家公務員法の第七十五條には職といふ言葉になつておりますが、さきに官と職との區別について明快な御説明をいただいたのでありますが、第七十五條の職といふのは結局官職と免職といふことがない、すなわち免職といふのは検察庁法の第二十五條の免官と同じ意味でありますか、違つた意味でありますか。

○達井政府委員 國家公務員法としましては、実は官職と申すのが正しい言い方でございます。職と申しましては、官と申しましては區別はないのでございまして、ただいまお示しの通りでよろしいかと存じます。

○田嶋(好)委員 たつた一点だけ関連いたしまして……。検察庁法の第十六條によりまして「検事長、検事及び副検事の職は、法務總裁が、これを補する。この記載されておりますが、この職といふのはさつき人事院總裁のお答えになつた官職の職でありましようか、また違つた意味の職でありましようか。この解釈を人事院總裁と法制意見長官にお伺ひいたします。

○佐藤(達)政府委員 その点は、先ほど申しました検察官の俸給等に関する法律を一体としてごらんになりませ

○佐藤(達)政府委員 先ほどの話に出ましたように、國家公務員法では官職の區別といふことを超越してございします。ただ國家公務員法より若干前に出ております検察庁法においては、昔からの例を踏襲いたしまして、一応官の概念と職の概念とを區別したままに残つておるわけでありまして、その場合におきましては御指摘の第十六條の、たとえば検事について申しますれば、検事正といふ職がある、その検事正に補するの法務總裁が行うといふのであります。

○田嶋(好)委員 そうすると先ほど言いました第二十五條の官、それから狭い意味の官といふのは第十六條の職に當るわけでありましようか。

○佐藤(達)政府委員 非常に複雑で申訳ございせんけれども、そこまでは参りませんので、この場合で申しますと、検事長といふのが小さい意味の官になり、検事がまた小さい意味の官になる、その人が検事正といふ職に補せられるといふような考へ方でありまして、

○安部委員 それでは暫時休憩いたします。二時より會議を続行いたします。

午後一時三十六分休憩

○安部委員 休前に引き続き會議を開きます。猪俣三君。

○猪俣委員 今回は木内氏がみづから身を引かれたために、一面よかつたやうな感じもするのでありますけれども、一面またこの検察庁法その他の解釈、すなわちそれから生じます検事の地位の保障問題が究極的にはつきり

午後二時十五分開議

○安部委員 休前に引き続き會議を開きます。猪俣三君。

○猪俣委員 今回は木内氏がみづから身を引かれたために、一面よかつたやうな感じもするのでありますけれども、一面またこの検察庁法その他の解釈、すなわちそれから生じます検事の地位の保障問題が究極的にはつきり

しない点をまだ残しておるといふことは、下手すると悪例を残すやうなことになるので、心配な点があると思ふのでありますが、そこでこれは仮定の問題になりますけれども、木内次長検事が札幌の検事長に任命されても、これを拒否して、また退官もしないといふやうな場合におきましては、法務総裁はいかなる処置をおとりになる御予定でありましたか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○大橋國務大臣 私といたしましては、この問題は当初より得る限り円満に解決したいといふ方針で進んで参りましたので、現実私の内示いたしました異動を強行するやうな事態は起らないであらうと、こう思つたのであります。が、当時の内輪の仮定の議論としては、そういう場合にどういふ事態が生ずるであらうといふやうなことは、個人的に議論をいたしておつたことはございします。私みずからその論議に参加したこともございします。この点は私ももつたく、そういう仮定のもとに、單にわれわれの法律上の研究としていたした程度でございまして、最後のこれによつて意見を確定しようといふやうな段階にまでは至らなかつたのであります。で、得るならばお答えいたすことを御容赦願ひたいと思ひます。

○猶俣委員 いづ／＼法務総裁の立場でお話しされが、おありになることは了解いたしましたので、純然たる法律的の解釈として、一体どういふ法規のもとに、どういふ道があるのかといふことを、法務府としては研究なさつていらつしやいますか、それをあとで法制意見長官からでもお伺ひいたすことにしましやう。

すことにしましやう。

それからさきのうも参議院の法務委員会を傍聴いたしておりましたら問題になつたのであります。この檢察庁法第二十三條の檢察官適格審査会の問題であります。これには一項と二項がありまして、二項には一檢察官は、左の場合に、その適格に關し、檢察官適格審査会の審査に付される。そうして一、二、三、四とあるものであります。が、木内氏が次長検事として適格でないといふやうな、あるいは行政上どうもその地位にとどまらせしむることが、いづ／＼の意味において檢察行政をスムーズにやる上に、適當でないといふやうなことを法務総裁はお認めになつたときに、この檢察官適格審査会に持ち出して、審査を行うといふやうなことが出来るのかでないのか、それをお尋ねいたします。

○大橋國務大臣 檢察官適格審査会につきましては、これは現実のその地位に適當したておるかどうかという問題よりも、そも／＼その個人を檢察官としてとどまらしめることが適當であるかどうかという、すなわち転任の問題にあらうとして、罷免するやいなやということが問題となつた場合においてのみ、この檢察官適格審査会に付する実益がある、こう私もは解釈いたしております。

○猶俣委員 そうしますと檢察庁法第二十三條の二項の場合において、檢察官適格審査会の審査に付されるという場合は、すべてこれは檢察官たる地位をやめさせなければならぬやうな場合に限る。その他の場合においては、この審査に付されることはないといふ御見解なのであります。

○大橋國務大臣 これは第二項にその適格に關し、審査に付される、こうございします。適格といふのは、檢察官として必要な資格を備えておるかどうかという、檢察官たる資格の存否の問題を審査する、これが檢察官適格審査会の目的であると考へますが、ゆゑに、當然行政的措置といたしまして、罷免すべきやいなやといふことについてこの審査会に付すべきものと解釈いたしております。

○猶俣委員 これは先ほども御答弁があつたので、私はそれでわかつたのであります。が、なお念を押しておきます。次長検事という地位にあつた者を札幌の検事長というふうな発令した場合には、これは第二十五條の違反ではない。免官ではないのだから違反ではない。といふその説明はわかりましたが、国家公務員法にいうところの降任といふことはお認めなさるか、なさらないか。

○大橋國務大臣 次長検事と検事長とは、いづれも証官たる一級の検事でございまして、ことに検事長という職は独立の檢察庁の長官でございします。ので、私もといたしましては、次長検事よりもむしろ建前といたしましては、検事長の方が重い、こう考へます。が、しかし法律的にはこれは必ず／＼大差ない、こう見るべきものではないかと考へております。

○猶俣委員 先ほどの人事院總裁の答弁によりまして、次長検事といふのは官と職とが結合されておる、検事長といふのは官であつて職ではないと言われておる。そこで私のお尋ねしたのは、官と職との結合してゐる次長検事は、これは一人の人間であります。そのポストと検事長たる官のほかに職として札幌の検事長——地域は札幌といふやうな場合におきましても、なおあなたのお立場はおかわりにならぬでしやうか。

○大橋國務大臣 検事長のうちには常識上むしろ次長検事より、はるかに高い地位であると考へられる任地もあるわけでございます。たとえば東京の検事長のときは俸給令によりまして、常に次長検事よりも高給を支給しなければならぬ、こうなつております。しかしその任官の場合におきましては、やはり検事長という官に任ぜられるわけでございます。私は一人一官が必ずしも補職を要する官よりも高いといふ見解は當らない、かように考へております。

○安部委員 世耕弘一君。○世耕委員 私は法務総裁に簡單に数点お尋ねしたいと思ふのでございします。吉田内閣は元來どうも物事を秘密主義に取扱うくせがあるといふ非難が多かつた。ところがきよう大橋總裁の御説明を聞いて非常に愉快に感ずるの、かなりつつ込んだ人事のいきさつまでも公表せられたといふことで、私は吉田内閣にその人ありと非常に心強く感じたのであります。私はかくあるべきだと思ふ。この点については大いに敬意を払ひたいと思ふのであります。すがごく簡単に数点伺つておきたいと思ふことは、先ほど来の木内問題取扱について慎重を期せられたことはよくわかります。が、木内氏が何ゆゑに強硬にこの榮譽ある転任を望まなかつたか、その点の説明がなかつたやうに思ふのであります。これは簡單でよろしゅうございしますが、何かこれには理由があるのだらうと思ふから、誤解を一掃する意味におきましてお答え願ひたいと思ひます。

○大橋國務大臣 昨年十一月以来私と佐藤検事總長が相協力いたしまして説得をいたしておつたのであります。が、その間におきまして、私が直接木内次長検事から聞きましての説明は、木内氏みずから次長検事に最も適任であり、また次長検事として御奉公することとが木内君の最も望ましい、念願である。従つて他の検事長に転任するといふことは、自分としてはまつたく考へられない。こゝういふ理由を承つただけであります。なおそのほかいろいろ理由として傳聞伝えられておるところがございしますが私みずからこの耳に承りました理由としては、ただいま申し述べたごとき理由を伺つた次第でございます。

○世耕委員 木内氏が最近新聞記者に述べた記事の、二点をとりえてみますと、最後に最高検次長検事の職を辭職した事由は、吉田内閣に動搖を与えたくないから自分はこの際やめた、こゝういふことが出ております。こゝういふ点はどうでございしますか。

○大橋國務大臣 そのことは私新聞紙を通じて承知いたしております。が、その間いかなる理由によつてさやうな声明をせられたかにつきましては、関知いたしておりません。

○世耕委員 かやうなことは輕々に発表すべきことではなく、何かこゝに疑感があるがこゝ世間に問題を投げかけけるおそれがありますから、究明しておく必要があらうと思ふのであります。また同時に、せつかく公正な立場で人事行政をなされておられる大橋法

務総裁の面目の上からも、世間に疑惑を残さないことを私は希望してやまな

それから次に尋ねたいことは、法務総裁は派閥を打破するために非常な苦勞をなされたという御説明があつたが、これについては同様の意見を表したいのであります。しかし私は、むしろ場合によつては派閥をつこう、なぜかといへば、今日は派閥がわかれてゐる。だから官僚の中にも派閥は当然起つて来るだろう。むしろ派閥の中に人材が集まる場合があるのです。だから必ずしも派閥は非難すべき筋じやないと思ふ。ただ特に注意を喚起したいのは、派閥よりも今日の政界を毒しているものは何かといへば、閥閥なのです。一、二私はここに例をあげましよう。たとへば吉田内閣における電力人事の問題——人の名前を申し上げては何ですけれども、これも事実だから申し上げましよう。電力人事に対する麻生、白洲某、これは派閥でなく、むしろ閥閥だと世間では論ぜられております。せつかくあなたが派閥の端まで苦勞して公正を期しようというさきに、こういうことが新聞に躍々しく載つて今問題になつております。たまたま今度は検察庁の人事にやはりかような空気が漂つておつたとするならば、非常な国家の損失であります。法務総裁としてよりも、国務大臣として、私は考慮を払つていただきたいと思ふ。

それから次に問題は、これは猪俣君からも言うておつたが、検事総長はあなたの部下であり、監督下にある。また大長検事は同時に検事総長の部下なのである。その部下が自己の公正な人事を處理することができなくて、最後にあなたが處理しなければならぬ。しかもそれが半年ぐらいかつておる。こういう事実をとらえて来ますと、検事総長は部下統率の能力なしという結論が出て来る。これはほつておけないでしよう。こんなポロを出してどうなさるか。おそらく本人は何かの責任を感じておられたと思ふが、こういうことを今後檢察事務を強化する上に、徹底的な活動をする上において重大な問題ではないかと思ふ。今決意がなければ承らなくてはよいが、当然これは考えらるべき問題ではないか。ことに先ほどの委員諸君との質疑応答の中にも、私は解したい何ものかが残つておると思ふ。多年議會生活をしておれば、少しは勘ですぐわかる。こまかい説明は私は求めませんが、こういう点について率直な御意見を聞いて——あけ足をとつて窮地に追い込まないというんじやない。でき得るならば、あなたの公正な気分をこの際天下に発表して、国民の信頼感を増してもらいたいということが私の希望であります。

○大橋国務大臣 およそ官職というものは、それ／＼期待された職責というものがあつたわけでござりますが、そのうしてまた官吏というものはその職責を完全に遂行されるということを、一般的には期待いたしておるわけでありまう。しかしながら現実には生じておるは、これは實際的に非常に困難な仕事もたくさんあるわけでありまして、人ななにかつてきかなかつたという場合におきましては、これは本人としても全力を盡したものであり、またそれ以上できないといつたしましても——その事柄がその役所において通常起り得るような状態について全力を盡して、しかもできなかったというのならば、これは私も上司として当然責任を問わなければならぬと思ふ。しかしこのたびの事態は、これはだれが考えましても、普通要求せられる程度の努力をしても、これはなか／＼むずかしい事柄であるといふことが結果的に私は明らかであると思ふので、この問題につきまして佐藤検事総長が最後にみづから力だけで成功することができなかったからといつて、これは検事総長として職責を果たすに何ら欠けるところはなかつた。こういうことは、先ほどしばしば申し上げました通り、人事行政におきましてきつめて異例の事柄でございまして、この異例な事柄については、通常検事総長に要求せられる全力を盡されてしかもできなかった、その上司たる私におきまして、全責任をもつてこれを協力または推進いたし、そうして私と検事総長とが相より相まつてこの問題を解決すべきものだと思ふのでございまして。従ひまして、法律の建前あるいはその他の点におきましては、どこまでが検事総長の責任であり、どこから先が法務総裁の責任であるといふことは、必ずしも明確ではない。また明確でないと同時に、同じ役所においておられ、職務を分担いたしておられる私も、私といつたしましては全責任を持つておるわけでありまうから、最後のには常に私がその責任においてあらゆる部下の職責に對しまして協力すべきものであります。しかもなおこれが所期の目的を達し得な

かつた場合におきましては、全力を盡しました部下が責任をとるといふものではなく、最後のに全責任を負つております私が、みづから自己の責任を判断すべきものであると思つております。従ひまして、このたびの事件につきまして、佐藤検事総長は私の期待いたしました全力を盡して協力を示されたのでございまして、私はこの点について佐藤検事総長には多大の感謝の念をこぞ持て、何らの不足を感じておるわけではございません。このことは、昨日佐藤検事総長にも十分に私の感謝の気持ちを伝えまして、その勞をねぎらつた次第でありまして、要するに、事態をかく紛糾に導きましたことは、結果において私自身の責任であつたのでございまして、私はこの事態について佐藤検事総長が責任を痛感されるというふうな筋合いのものではまつたくな

い、この確信をいたしております。

○世襲委員 今のお話は、むしろ法務総裁としての立場よりも、大橋個人の感情からさういふうきうきが出て来たと立つて私には思われる。それも上に来た者がさういふ愛情があつてしかるべきものだといふことは考えられまう。それについてはどうかは申し上げません。しかしながら、檢察當局が非常に緊張しようとする今日の時代に、一次長検事を處理するために、半年も八箇月もかかつてごちや／＼して、やつとここに結末がついたというやうなことは、国家の重職を果す者の立場から見ても、少し不満な点が生ずるものであります。古い言葉を申しますれば、賢者位にあり、能者職にあり、さうして治國平天下といふことを言うておる。賢者が位になくて、能者が職

にないから国が乱れるのだといふことは、昔の本に出ております。一次長検事を處理するために、大橋法務総裁自身が職を賭して闘わなくてはならぬといふことは、はたして賢者健在なりやといふことを言いたいわけですが、ここに私たちの一つの憂いがある。なければ、この機会にすつきりと責任の帰趨を明らかにしておかれることが、国家のためにいいのじやないかと考えるのであります。しかもその一人事をなすために、いろ／＼な新聞記事、社会問題を発生せしめたということが一つ、これも新聞記事でありまして、直接承つたのではないからどうかと思ひますけれども、この問題については、大橋法務総裁は職を賭して断行すると仰せられた、木内次長検事また職を賭して闘うという。特に大橋法務総裁が職を賭して闘うということによつて、木内次長検事が職を賭したという結論になつて来ている。この間にも何か割切れぬものがあるといふこと、それから派閥はないといふやうな言ひまわし方であつたけれども、事實は派閥がこゝまで問題を紛糾させたといふことは、前後の事情から推量ができます。しからばこの派閥をどういふふうにして今後解消するか、この間の人事は、はたして派閥解消のりつばな目的をつけたかどうかといふことが言える。これは無理かも知れないけれども、もし派閥があるとすれば、派閥にわたつた検事の色わけができるはずでありますから、その資料があらわなれば、公表してもらわなくてはならぬ。御提出をお願いしたい。實際を言へば、そこまでつつまなくちやならぬ。大橋法務総裁は派閥といふこと

をあまりはつきりお言いにならないかつたけれども、御説明の結論を突いて来ると、派閥が災いをしたということには明らから。そうすると、検察庁内に派閥があると思われることは、断然せざるを得ない。かようなことは、時局重大なときに、あり得べからざることで、私は思ふ。この問題はひとり検察庁だけではございせん。各省に派閥の巢をくつて、そのためにかえつて円満なる行政が行われない例が多々あると思ふのであります。一法務府の問題として取扱わないで、この際腹をきめて強く善処してもらいたい。この点について御意見はいかがでございますか。

○大橋國務大臣 この問題は非常に重大化したので、私が職を賭してやる、こういうふうに言つていたように伝えられておるのでございするが、私はこれを職を賭しても断行するといふようなことは、何人に対しても申したことはございせん。ただ私の心境といはしまして、檢察陣の刷新強化のためには、この人事は最善にしてしかも絶対に必要であると考えます。そうしてこの必要なる人事が、何らかの事情によりまして、実現不可能であつたといはしますならば、私は治安の責任者、檢察の責任者といはしまして、その職責を果すことにおいて自信を持つていない、こういう心境にあつたわけでございます。従いまして職責に自信を失つた以上は、その場合において政治家としてとるべき措置がおのずからあらうとは存じまするが、しかし私はこれは必ずできると確信をいたしておりました、またできなければならぬ人事であると確信をいたしておりましたから、これに職を賭すというよ

うなことを具体的に考えたことはないものであります。

それから派閥を將來どうするかという点でございます。これは私は確然たる派閥の事情は承知いたしておりました。また部内におきまする派閥の個人的な色わけ等について、今後において知りたいと思つておりません。要するに今まで派閥があるのではないかと相當世の中から言われておつた。かりにありといはしますならば、なくすといふような線を人事において強く打出して行かなければならぬと考へるのであります。従いまして、今後におきましても、人事が個人の能力に應じ、適材が適所に配置せられるということ、これ以外に派閥の發生を防止し、またかりに存在いたすとするならば、その派閥を解消せしむる道はないと思ふのでございする。檢察の人事につきましては、今後においても一段と、部外のいかなる勢力にも影響を受けることなく、もつぱら檢察部内の事情を十分に把握いたしまして、何人かいかなる角度より批評いたされましても、公明正大なる人事を常に行わなければならぬ。またそういうことによつて、世耕委員の御期待に沿ふことができ、こう考へておる次第でございします。

あなたも派閥はいかぬということをするに認識されておるんだから、これについて善処なさる誠意をくんで、これ以上私は申しません。ただもう一点伺いたいのは、こういう事件は過去においてございしたか。もしあつたらその例と、なおかような事件が、今後人事の異動に数回繰返されるようなことは非常に不幸でありますから、今後かようなことのないように、根を断つ方法をおあなたの在任中に御計画になる必要があるのではないか、この点について御決意を伺つておきたいと思ひます。

○大橋國務大臣 かような事件は、できる限りすみやかに檢察庁の人事というものを公正な軌道に乗せる、そしてその後において、常に公正な人事を確実に推進して行く、これ以外に防止の方法はないと考えます。

○世耕委員 最後に一点お尋ねします。が、巷間伝えるところによると、檢察總長と大橋法務總裁との対立関係が世間では流布されております。これもおそらくお耳に入つたろうと思ひますが、もしそのようなことがあつたならば、私はどういふ問題はあなたの今の信念においてつきりさしてもらひたい。黒白を明らかにして、つきりしていただかないと、檢察庁内においていふ／＼な勢力が伯仲して、いわゆる公正な法務總裁の威令が行われないうちから、特にこの点を要望いたしまして、私の質問を終ります。

○上村委員 前の方の質問で大分わかつて参りましたが、一、二点われ／＼が法務總裁の説明を聞いて、かえつて

不審の出るところからお聞きしたい。第一に派閥をなくするということでもございした。この人事がはたして派閥をなくするということから出たものならば、その派閥の具体的な事実といふものは、一体お調べになつたのかどうか。たとえば岸本派が一体どういふことをやつておつたか、それに対して木内派がどういふことをやつておつたか、そしてそれがどういふふうな檢察行政に影響しておつたかということをお尋ねしたいのです。

○大橋國務大臣 今朝来申し上げました通り、派閥といふことは、私はそれが事実檢察部内においていかなるものであるかといふことを詳細調査いたしておりません。また調査するつもりもなかつたわけでありま。ただ部の内外におきまして、さういふ派閥の存在といふことについてある程度の風説が流布いたしておりましたので、この風説の存在そのものを否定する必要がある。これがまたおのずから、事実がかりに存在するといふれば、派閥を漸次解消せしめる道になる、こういう考へで、この人事を構想いたした次第であります。

○上村委員 そういふふうな風説のなことで、いやくも檢察庁の最高幹部をその意に反して動かそうとすることはむしろ間違ひじやないかと思ふのです。その点は今どういふふうにお考へになつておるか。

せしめるということによつて、かりに存在するといふれば、さういふ派閥関係も漸次解消されるであらう、こういう考へ方のもとにこれを構想いたしたのであります。一介の風説を根拠として云々といふ意味ではなく、その風説の存在が現実の事実であつて、そのこと自体が檢察行政の能率を阻害いたすのであります。あくまでもその根拠を破壊するといふことが、この場合必要である、この確信をいたす次第であります。

○上村委員 まことに説明がうまいようです。が、そうすると、具体的に木内さんを一方の派閥の大將として転出させなければならぬといふようにお考へになるとすれば、少くとも木内さんが最高首脳部へ入つて後にも、なおさういふ派閥についていふ／＼なことをやつて、これでは檢察行政にぐあいが悪いといふことにならなければ、監督の立場にある法務總裁としては少し早計だと思ふのですが、その点どういふお調べをなさいましたか。

○大橋國務大臣 私は木内君にいたしましては、岸本君にいたしましては、檢察官としての行動において、あるいはその他の職務の執行にあたりまして、派閥的な行動に出た事実があるといふことは全然承知いたしておりました。またさういふ事実を調べようといふことを意圖したことも全然ありませんでした。少くとも部の内外を通じて派閥抗争があるのだといふうわさが流れており、そのうわさが流れておるということ自体が、檢察の威信にも關係いたし、また檢察の能率を阻害いたすのでありますから、このうわさを

根本的に解消せしむるような方法において人事を考へることが必要である。そのためには中央、地方の入れかえという将来の効果をねらひまして、この派閥の中心人物が円満に、談笑裡に中央と地方を入れかえまして、この一つのゼセチヤアによつて、さういふ風評が幸ひにして根拠なきものであるならば、根拠がないものであるという事柄を、もし根拠があつたとすれば、さうなる関係はこれによつてまつた根本的に解消せしめられたものであるという事柄を、事実によつて、その一つのゼセチヤアによつて部の内外に示してもらひたい。これがさういふ風評を根本的に解消する措置として必要である、こう私は考へたわけなのでございませう。

○上村委員 その点は議論になるからやめましょう。そうすると、こういうことはどうでしょう。とにかくあなた取締りあるいは監督として、さういふ意図でなされたのであるということは一応わかりましたが、さういふ場合に、具体的にいえば、木内さんのように、私はさういふことはいけな、さういふ命令に従えないといつて、この問題に反抗された場合に、どうしてそれを強く押し切るほどの理由にされたか。派閥といふものを、一体法務総裁はどういうふうにお考へておるのでしょうか。その派閥という觀念をお聞きしたい。

○大橋國務大臣 派閥といふことは、特に官庁におきまして派閥といふものは、その所属の官吏の間に、おのづから利害、感情等の関係によりまして、友をもつて結ぶに至りまして、しかもそれが人事行政の上に相当の影響をい

たし、そして人事行政と相まちまして、これらの派がお互いにしのぎを削るというふうな状態が私は派閥ではないかと心得ます。

○上村委員 私は派閥といふことは、やはりある一方の権力を持つた大將がおりまして、その派一本にまともなやりやりにその派一本にまともなやりやりに派閥であらうと考へます。さうすると、法務総裁がこれのたびとられた処置は、派閥をなくするといひながら、私どもの考へておるころの派閥行為をやつていふに思われるのですが、その点は今どういふふうにお考へになつておりますか。

○大橋國務大臣 私の行動に出ました動機は、まつたくみずからは派閥を解消したいという純なる動機から出たわけでありませう。しかし私の考へが、常に必ず結果的に所期のごとき効果を上げ得るかどうかといふことについては、私は別に確信を持つておるものではない。これは後々の事実によつて、これは皆様の前にお示しいたすよりほかはないものと存じます。ただ私がその動機において、さういふ動機以外のこと考へておつたのではないといふことだけを御了解願ひたいと考へるのであります。

○上村委員 そうすると、この人事といふものは、相当重大だと思ふのです。要するに木内君といふ人は、なるほど任意辞職でありますけれども、結局これは権力者の権力によつて請腹を切らせられたものと思ひます。とにかく檢察庁の最高の次長検事ともいわれる人が、さういふふうなことをやられるといふことになれば、首を切つたのではありませぬけれども、私から見れば同じことであらうと思はれる。さういふことがどん／＼やられるといふことは、むしろ派閥のために、実際に働く検事、檢察官なるものが非常に不安を抱くのではないか、さういふ点からしまして、法務総裁の説明に対しては、はなはだ御親切、御丁寧な答弁ではあるが、その説明では大體はおそらく納得しない人が多いただらうと思はれるし、それから檢察団におかれども、おそれるさうであらうと思ふのです。ですからこの人事に対しては、法務総裁の方に相当責任があると思ひますが、その点の御意見を承つて私の質問を終ることにいたします。

○大橋國務大臣 これについて、私の責任があるであらう、これは初めから私の責任において行つたことであります。但しお断り申し上げたいと思ふのであります。私は決して請腹を切らせようと思つてこれをやつたのではない。ただ私の構想いたしましたところの人事の刷新強化という上から申しまして、木内君の転出ということが必要でありました。そしてこれをでき得る限り同君が自発的に承認されるというところをこいねがひまして、そのために昨年以來今日まで数箇月の久しきにわたつて、佐藤検事総長とともに説得に努めて参つたのであります。しかし最後にいいて、木内君がどうしても承諾を与えられない見込みなしという段階になりましたので、やむを得ず自己の権限においてこれを強行しなければならぬと覚悟をいたしましたのであります。が、しかしその後におきまして、この決心を、相当の余裕をもちまして先方に通告いたしましたと同時に、一面

におきまして、木内君が最後の瞬間までの間において、幸ひにわれ／＼の意図を了せられまして、快く同意を与えられまするならば、必ずや他の適當なる地位を考慮する余裕が十分にあるといふこともあわせて通告いたしましたのであります。木内君がこれに對しましてあつた行動に出られたといふことは、私も検事総長も、最後の瞬間までまつたと思ひがけなかつたこととございまして、初めから計画的に請腹を切らせようといふようなことは、まつたく当らざるものと存するのであります。と同時に、這般の事情は檢察官の諸君におかれまして、十分に私の説明によつて了解しておられるのであります。最後の時期におきまして、檢察団の諸君が木内君に對しまして、檢察総長にその進退を一任せよ、さう勧告せられたことは、結局これは檢察総長において適當なる任地を考慮せられるがゆゑに、それに一任をいたしました快く転出を承諾すべきであります。さういふ檢察官の諸君が一致して木内君に説得の勞をとられたわけでありませう。これによりまして、私の真意は十分多數の檢察官諸君に理解せられておる次第であります。私はこれによつて今日檢察官諸君が、私が何ら理由なく、ひたすらに法律の規定をたてにとりまして、從來から存在いたしておりました檢察官の身分保障についての慣例的なやり方を破壊しようといふことを決して考へておるものではない、その從來の慣行をでき得る限り尊重いたし、そしてできるだけ四満に人事を進めるべきである、さう考へておる熱意については、十分な御理解

を持たれ、またその身分について十分な實際上の安全を自覺せられて、心安く職務に勤められておるものと確信をいたしておるのであります。また今後の事実におきまして、私の期待を裏切らるような事実が実際に明らかとなりましてした場合におきましては、重ねて私の真意を十分に伝えまして、この点は十分理解を得て、その職務の公正のために、また檢察の權威を保持するため、安んじて働いていただくことのできますように措置をいたしたいと存するのであります。

○加藤(充)委員 関連して二点ほどお伺ひしたいと思ふのであります。朝鮮の戦争が起る前後から、憲法で保障されております基本的人権、とりわけ言論や出版、集会、結社、団体行動といふようなものの自由が制限されて来ております。ポツダム宣言や極東委員会の諸決定や、あるいは新憲法は、さういふ傾向のもとに平和と踏みにじられて、街頭でも皆さん御承知だと思ひますが、職務質問といふ名前で、カバンの中や服の中まで取調べられ、中にはそのまま警察にひつぱられたりしておる者も出て来ておるし、またさういふ生活の苦しいことから出て参りますところの人々の抗議や不平の場場所が一切押えられて、文句言ふなといふことになつておるのであります。私は朝鮮の戦争が開始以來、さういふ傾向が強まつたといふことに関連して、さういふ横暴なやり方は、ごく最近まで日本に行われていたことなのであります。満州事変前後から太平洋戦争終結までの日本の軍国主義者といわゆる特高が、侵略戦争を遂行するために、これに反対した共産党はもちろんのこと

におきまして、木内君が最後の瞬間までの間において、幸ひにわれ／＼の意図を了せられまして、快く同意を与えられまするならば、必ずや他の適當なる地位を考慮する余裕が十分にあるといふこともあわせて通告いたしましたのであります。木内君がこれに對しましてあつた行動に出られたといふことは、私も検事総長も、最後の瞬間までまつたと思ひがけなかつたこととございまして、初めから計画的に請腹を切らせようといふようなことは、まつたく当らざるものと存するのであります。と同時に、這般の事情は檢察官の諸君におかれまして、十分に私の説明によつて了解しておられるのであります。最後の時期におきまして、檢察団の諸君が木内君に對しまして、檢察総長にその進退を一任せよ、さう勧告せられたことは、結局これは檢察総長において適當なる任地を考慮せられるがゆゑに、それに一任をいたしました快く転出を承諾すべきであります。さういふ檢察官の諸君が一致して木内君に説得の勞をとられたわけでありませう。これによりまして、私の真意は十分多數の檢察官諸君に理解せられておる次第であります。私はこれによつて今日檢察官諸君が、私が何ら理由なく、ひたすらに法律の規定をたてにとりまして、從來から存在いたしておりました檢察官の身分保障についての慣例的なやり方を破壊しようといふことを決して考へておるものではない、その從來の慣行をでき得る限り尊重いたし、そしてできるだけ四満に人事を進めるべきである、さう考へておる熱意については、十分な御理解

であります、いわゆる自由主義者、あるいは進歩主義者、あるいは最後にはキリスト教の信者まで獄中にたたき込んでしまったという苦い経験がわれわれは今思い起すのであります。私はこの点について特にお尋ねしたいのは、政府では吉田・マンだけが、治外法権の外国軍隊の相当長期の駐屯を望み、同時にまた日本の再軍備を当然の帰結とするような内容の單獨講和を、多数が熱望しておるといふようなことを言っておられる状態でありまして、これは国民の多数ではないと思ひます。また国民の多数、少数はさておきまして、国民はやはり平和を望み、日本の再軍備に反対する多くの人々の中から、講和を目の前にしていろいろの動き方が出て来おります。出て来るのはまた当然であると思ひますが、こゝういふやり方に対して、政府が全面講和あるいは再軍備反対、戦争介入の反対といふことに対する人々の運動を弾圧するといふことは、大橋氏の責任においてとつてもらつては困るということからお尋ねするのですが、このたびの大長検事の非常なごちやない更迭によつて、こゝういふファツシヨ的な傾向をさらに強めるための人事の更迭をおやりになつたのか。そうでなかつたならば、こゝういふ傾向に対して、大長検事の更迭とともに、これを機会にしてあなたの御見解を聞いておきたいと思ひます。

○大橋國務大臣 このたびの私のとりました人事がファツシヨ的であるといふふうな御批判でございますが、ファツシヨ的といふことは、共産党の諸君がやられますように、暴力をもつて法律、秩序を破壊しようといふのがファツシヨ的であるのでありまして、私のごとく檢察庁法第二十五條の規定を正当に解釈したし、法律によつて私に与えられた権限の範囲内におきまして、国民の利益のために確信をもつて処理するといふことは、これは立憲民主政治のもとにおける政治家として当然の措置である。共産党の諸君のごときファツシヨとは、全然根本的にその面目を異にしておるのであります。

○加藤(充)委員 それで……。大橋さん、ちよつと待つて下さい。それは卑怯だ。

○大橋國務大臣 約束の時間が過ぎましたから……。

○加藤(充)委員 逃げてしまつたからしかたがないですが、実は暴力で破壊を事としておるものは、少くとも共産党と関連のあるものではないという例証を、きよりの新聞に出ておりましたあの上千條か何かで起きた事柄の上で実証して、大橋さんの責任を私は聞きたくつたのですが、ほかの人でもい。それはほかでもありませんが、日映の松本久彌というカメラマンと毎日のニュース・カメラマンの谷田貝という二名が、きのうの午後二時ごろ、ニュースマンとして当然の、腕章を巻いて行動をしておる間に、警察官にたかれて、新聞記者の連中が抗議をしておるのですが、職務執行の陰に隠れて暴力を振つておるのは、共産党ではなくてまさに警官だといふことになる。かんじんかなめのことを言おうとしておるときに逃げてしまつたので、どうもしかたがありませんが……。いま大橋さんでやれと呼ぶ者ありでは委員長に要求しておきますが、この次ぜひ

大橋さんの出席をおはかり願ひたいと思ひます。

○安部委員 加藤君にお答えいたしますが、大橋君は三分間の発言でありまして、大橋君はそれに答へておられ、逃げたのも何でもないのではありません。もし御要求があれば、次の機会に大橋君を御迎へます。

○猪俣委員 佐藤意見長官と人事院總裁に尋ねたいのであります。長い間お待たせしてはなだ恐縮なんです。これは今回の事件を想定しない御解釈を御説明いたしたいと思ふことは、ある官職に補したときに、赴任をがえんじない、さればといつて退職もが檢察官に対してとられるのですか、法制的に御答弁いただきたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 その場合は、結局職務の執行をがえんじないわけでございますから、懲戒処分になるわけでありまして、従ひまして、公務員法による手続はふむといふに了解しております。

○猪俣委員 そうすると、今回木内氏が退職しないで、しかも札幌行きをがえんじないという場合は、懲戒処分は付されるということになるわけですね。

○佐藤(達)政府委員 何人たるとを問はず、官職にある者が赴任の命令に違反した行動をとりました場合には、懲戒の問題になることと存じます。

○猪俣委員 第二十五條の解釈として、官といふものを広く解釈なさるとすると、中央のひのき舞台におる者を解雇の地に移す。実際は首を切りた

のであるが、それでは第二十五條の保障があるから、その脱法行為としてさうな行動をして、それを聞かなければ懲戒だといふことになる、第二十五條の身分保障がほんとうの身分保障にならぬのじやないか。その意味において檢察団においても異議があつたのだらうと思ふのですが、これを広く解釈されるという事になる。同じ檢察長あるいは同じ檢察正といつたしましても、その任地において天地霄壤の違ひがあることは申すまでもないことである。東京から札幌といふようなものがあつたのですが、檢察長あるいは大長検事といふものは、官としては同等だといふ見解も立ちました。しかし大長検事は官と職が備つたものでありますから、檢察長といふ官自体は同等であつても、それに対して職を及ぼす場合に、それが東京と札幌といふことになりまして、結局形だけは第二十五條の違反でないといふのだけれども、事実上は脱法行為としてそれが行われるおそれがあるのではないかとあります。それから、検事団の一部においては、大長検事といふものはそれ自体が第二十五條にいう官であると主張するやうになつたのではないかと思ひますが、こゝういふ官と職を考えた場合に、第二十五條を広く解釈されると脱法行為が行われやせぬかといふ心配があるが、それに対してはいかがですか。

○佐藤(達)政府委員 ただいまの御設例は任地の問題でありまして、勤務地の場所の問題であります。従ひまして、先ほどから申上げておりますように、大きな意味でも小さな意味でも、いずれにせよ官とは全然関係の

ない問題でございます。従ひまして、この第二十五條のいふ御質問になつております問題は関係のないことである。裁判官の場合でありますれば、転所といふ文字をはつきり用いておられます。これは職であらうと、あるいは職以外の勤務地の指定といふやうな軽い勤務命令であらうと、転所といふ言葉を用いておられますが、第二十五條の場合はそれがありません。これは法文の解釈の問題として何人も疑ひのないところだと存じます。

○猪俣委員 それは十分承知しておるのですが、これはあなたに対する質問としては適當でない、法務總裁にやればよかつた。広く解釈すると脱法行為がありはせぬかといふ疑ひが出る。第二十五條からいへば合法的であらうが、實際からいへば諸腹を切らせる方法として用いられる例があるのではないか。それに対して懸念がないかといふことをお尋ねしておる。

○淺井政府委員 私からお答え申し上げますが、一法律の運用と申しますものは、これは良識ある運用を前提として立法されてあるといふことは御承知の通りでありますから、もし懸念をもつてこれを運用したといふことになれば、いかなる法律にもさうな穴はあるやうに心得ております。そこでお尋ねのところを究極にまで押し進めますれば、現在の檢察官の身分保障、ことに問題になつております轉官といふものを、裁判官と同じように保障するところまで高めるかどうかといふ問題になつて参るだらうと思ひます。そこで檢察官は普通一般職に属しておりますから、人事院としても申し上げるのでございますけれども、

ない問題でございます。従ひまして、この第二十五條のいふ御質問になつております問題は関係のないことである。裁判官の場合でありますれば、転所といふ文字をはつきり用いておられます。これは職であらうと、あるいは職以外の勤務地の指定といふやうな軽い勤務命令であらうと、転所といふ言葉を用いておられますが、第二十五條の場合はそれがありません。これは法文の解釈の問題として何人も疑ひのないところだと存じます。

○猪俣委員 それは十分承知しておるのですが、これはあなたに対する質問としては適當でない、法務總裁にやればよかつた。広く解釈すると脱法行為がありはせぬかといふ疑ひが出る。第二十五條からいへば合法的であらうが、實際からいへば諸腹を切らせる方法として用いられる例があるのではないか。それに対して懸念がないかといふことをお尋ねしておる。

○淺井政府委員 私からお答え申し上げますが、一法律の運用と申しますものは、これは良識ある運用を前提として立法されてあるといふことは御承知の通りでありますから、もし懸念をもつてこれを運用したといふことになれば、いかなる法律にもさうな穴はあるやうに心得ております。そこでお尋ねのところを究極にまで押し進めますれば、現在の檢察官の身分保障、ことに問題になつております轉官といふものを、裁判官と同じように保障するところまで高めるかどうかといふ問題になつて参るだらうと思ひます。そこで檢察官は普通一般職に属しておりますから、人事院としても申し上げるのでございますけれども、

ない問題でございます。従ひまして、この第二十五條のいふ御質問になつております問題は関係のないことである。裁判官の場合でありますれば、転所といふ文字をはつきり用いておられます。これは職であらうと、あるいは職以外の勤務地の指定といふやうな軽い勤務命令であらうと、転所といふ言葉を用いておられますが、第二十五條の場合はそれがありません。これは法文の解釈の問題として何人も疑ひのないところだと存じます。

○猪俣委員 それは十分承知しておるのですが、これはあなたに対する質問としては適當でない、法務總裁にやればよかつた。広く解釈すると脱法行為がありはせぬかといふ疑ひが出る。第二十五條からいへば合法的であらうが、實際からいへば諸腹を切らせる方法として用いられる例があるのではないか。それに対して懸念がないかといふことをお尋ねしておる。

○淺井政府委員 私からお答え申し上げますが、一法律の運用と申しますものは、これは良識ある運用を前提として立法されてあるといふことは御承知の通りでありますから、もし懸念をもつてこれを運用したといふことになれば、いかなる法律にもさうな穴はあるやうに心得ております。そこでお尋ねのところを究極にまで押し進めますれば、現在の檢察官の身分保障、ことに問題になつております轉官といふものを、裁判官と同じように保障するところまで高めるかどうかといふ問題になつて参るだらうと思ひます。そこで檢察官は普通一般職に属しておりますから、人事院としても申し上げるのでございますけれども、

○大橋國務大臣 このたびの私のとりました人事がファツシヨ的であるといふふうな御批判でございますが、ファツシヨ的といふことは、共産党の諸君がやられますように、暴力をもつて法律、秩序を破壊しようといふのがファツシヨ的であるのでありまして、私のごとく檢察庁法第二十五條の規定を正当に解釈したし、法律によつて私に与えられた権限の範囲内におきまして、国民の利益のために確信をもつて処理するといふことは、これは立憲民主政治のもとにおける政治家として当然の措置である。共産党の諸君のごときファツシヨとは、全然根本的にその面目を異にしておるのであります。

○安部委員 加藤君にお答えいたしますが、大橋君は三分間の発言でありまして、大橋君はそれに答へておられ、逃げたのも何でもないのではありません。もし御要求があれば、次の機会に大橋君を御迎へます。

○猪俣委員 佐藤意見長官と人事院總裁に尋ねたいのであります。長い間お待たせしてはなだ恐縮なんです。これは今回の事件を想定しない御解釈を御説明いたしたいと思ふことは、ある官職に補したときに、赴任をがえんじない、さればといつて退職もが檢察官に対してとられるのですか、法制的に御答弁いただきたいと思ひます。

○佐藤(達)政府委員 その場合は、結局職務の執行をがえんじないわけでございますから、懲戒処分になるわけでありまして、従ひまして、公務員法による手続はふむといふに了解しております。

この転官を、檢察官には保障せずして、裁判官だけに保障しておるという制度は、明治憲法以来数十年にわたつて実施して参つた制度の違ひでございまして、今日までさまで弊害はなかつた。今朝法務総裁がお答えになりましたように、事実の慣行として本人の承諾をとつていた。しかし法制上は、裁判官には認められ、檢察官には認めない、かように運用して参つて、さまでの支障がなかつたものでございまして、現行制度でよろしいかと存じます。

○猪俣委員 今の御答弁で、もう私が尋ねることを答へられたような気がするのですが、なほ念を押しておきます。檢察官法第二十五條について、この官を広く解釈するがゆゑに、大長検事が札幌の検事長になつても、これは官を動かしたのではないから何ら違法ではないという法務府の御見解であります。国家公務員法の第七十五條の解釈からして、官と職を兼ねた大長検事というものを今度は札幌の検事長——地域的にも札幌というふうなことを頭に置いた場合に、これはいよいよ第七十五條の降任という中に入らないわけですか、入るわけですか。

○法務府委員 それは入らないと解釈いたします。

○猪俣委員 よろしうございします。

○安部委員 法務行政に関する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

○安部委員 次に商法の一部を改正する法律施行法案を議題として審議に入ります。本案に対する一般的な質疑は後日に譲りまして、まず逐條審議に入り、第一條より逐次政府委員より説明を聴取したいと思ひます。野木政府委員。

○野木政府委員 それでは商法の一部を改正する法律の施行法案につきまして、逐條的に概略の御説明をいたします。

まず第一條でございしますが、本條は商法の一部を改正する法律、昭和二十五年法律百六十七号の施行に必要な経過措置を規定するにつきまして、便宜のため設けた定額規定であります。ここに商法とは、商法、明治三十二年法律第四十八号をさすものであります。従つて商法の一部を改正する法律の施行の日から効力を失う同法附則第二項の規定、商法第三百四十三條の特則をなす規定であります。その規定は特に旧法中に入れる旨を明らかにする必要があるわけでありまして、

次に第二條でございしますが、第一項は、新旧商法の適用についての基本原則を掲げたものであります。商法につきましては、明治四十四年及び昭和十三年の改正にあつて、施行法規はともにこの原則によることも明らかにしておるのであります。今回の改正に際しても、またこれらの先例を踏襲したわけでありまして、他にこの原則に立つものといひましては、最近の民法改正の際の経過規定等がございします。

第一項に掲げるところは、この法案における経過規定の原則でありまして、その具体的適用については、解釈上疑義を生ずる場合もありますので、この法律は以下の各條において、それらのおもな場合について個々に規定を設け、解決をはかつておるのであります。第二項は、第一項の原則たる新法適及主義から当然のこととも考えられるのであります。事柄を明らかにするために設けた規定でありまして、ここに言う新法に抵触する定款の定め、例といひましては、株式譲渡の制限、裏書の禁止に関する定め、商法第二百四十一條の規定による株主の議決権の制限に関する定め等がこれにあたります。契約の條項といひましては、新法による株式譲渡の制限の撤廃を無意味ならしめるような特約の内容等があげられるわけでありまして、

次に第三條でございしますが、本條は、裁判所の解散命令についての経過規定であります。すなわち新法施行前に裁判所が請求を受け、または職権によつて着手した解散命令に関する事件については、手続の維持のため、新法施行後も旧法によることとしたしました。旧法第五十八條に定める事件及びその事件に関連する同條に定める事件」といひましたのは、第五十八條に定める事件には、本案と会社財産の保全処分とがありますが、そのいづれか一方について請求または着手があれば、他の一方についても旧法によるしめんがためでございます。なお請求を却下された利害関係人の責任についても、請求が新法施行前になされたものであれば、これを旧法通りとしたしました。

次に第四條でございしますが、本條は解散命令の請求または商法会社編上の訴えの提起について要求される担保に関する規定は、新法施行前にすでに供した担保については、新法施行後も適用があることとしたし、担保提供請求者の既得利益を保護いたしました。従つて本條は前條、第二十三條及び第二十九條に対しては限定的規定となるわけでありまして、本條は「新法施行前に供した担保に関するのみ」と言つておるのはその趣旨を示したものでございします。

次に第五條でございしますが、株式会社の設立についての経過規定でございます。設立手続が新法施行前にすでに発起人による株式総数の引受または株主募集着手の段階に達したものににつきましては、既成の法律関係を尊重する見地からいたしまして、新法施行後もその設立については、旧法を適用することとしたしました。従つて発起人、取締役及び監査役の責任につきましても、特別の規定がない限り、旧法が適用されることとなります。第一項本文の場合で、新法施行後に設立の登記をする場合には、会社は旧法によつて成立するものであります。次の第六條及び第二十一條の適用によりまして、登記事項につきましては、新法に従うことが可能でありますから、本條に但書を設けたわけでありまして、

次に第六條でございしますが、新法施行前に成立した株式会社または新法施行後旧法によつて成立する株式会社、新法施行後またはその成立後存続するために、その定款に絶対的記載事項として、新法の要求する「会社が発行する株式の総数」の定めがなければならぬわけでありまして、本條第一項は、前者については、新法施行前に発行した株式の総数が、後者につきましては、設立に際して発行する株式の数がそれぞれ、会社が発行する株式の総数として定款に定められているものとみなすことによりまして、これら旧法によつて成立した会社が定款の変更を要せずして、新法施行後存続し得るようになります。

次に第七條でございしますが、新法施行前に成立した株式会社の株式は、会社が発行する株式の総数、発行済み株式の数のうちに、新法の施行によつて当然新たに登記すべき事項を生ずるのであります。本條はその登記に関する規定でありまして、第一項はこれらの事項の登記の期間を特に六箇月としたのであります。なお代表取締役の登記につきましては、第二十一條第三項に別に規定がございします。

次に第八條及び第九條でございしますが、いづれも第五條に対する特別規定でありまして、第八條は、新法施行後旧法によつて会社が成立した場合及び新法施行後に株式の申込みが取消された場合の発起人の填補責任について、第九條は発起人、取締役及び監査役の会社の設立に関する責任の新法施行後における免除及び追及の訴えの提起につきまして、今回の改正の趣旨にのっとり特にそれ／＼新法によることとしたしてゐるわけでありまして、

次に第十一條でございますが、本條は新法施行前にされた記名株式の移転について、その効力譲渡の方法、對抗要件等旧法によることを明らかにしたものでありまして、第二條第一項の原則から当然のこととも考えられますが、ただ旧法によれば譲渡が無効である場合は、当然に同項但書の規定により無効と解せらるべきであるかにつきましては、疑義を生ずるおそれがありますので、この規定を設けたわけであります。新法施行後に名義書かえの請求があつた場合に、その譲渡が新法施行前のものか、新法施行後のものか判然しない場合がありますので、本條但書は、その場合にはいわゆる資格授与的効力を認めた新法第二百五條第二項、第三項の規定の適用を妨げないこととしたわけであります。

○安部委員長 この際お諮りいたしますが、本案の逐條審査は今日はこの程度にとどめまして、午後一時開会予定の戸籍法改正に関する小委員会がまだ開会せられておらぬのでありますから、本委員会はこれをもつて散会したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○安部委員長 御異議なければさよう決しまして、本会は散会いたします。

次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後三時三十八分散会

昭和二十六年三月十四日印刷

昭和二十六年三月十五日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁